

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

- 1 日時
平成29年10月5日（木曜日）
午前10時開会、午後4時55分散会
（うち休憩 午前11時15分～11時24分、午後0時～午後1時1分、
午後2時54分～午後3時7分）
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、中村担当書記、安藤併任書記、岩渕併任書記、渡辺併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部
上田文化スポーツ部長、泉副部長兼文化スポーツ企画室長、
畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、
工藤スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長
 - (2) 商工労働観光部
菊池商工労働観光部長、藤澤副部長兼商工企画室長、
押切参事兼産業経済交流課総括課長、八重樫雇用対策・労働室長、
戸舘ものづくり自動車産業振興室長、阿部商工企画室企画課長、
高橋経営支援課総括課長、高橋産業経済交流課地域産業課長、
平井観光課総括課長、高橋雇用対策・労働室雇用対策課長、
鎌田雇用対策・労働室労働課長、
藤田ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
瀬川ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長
 - (3) 教育委員会
高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、
鈴木教育企画室企画課長、佐々木教育企画室特命参事兼予算財務課長、

佐々木教育企画室学校施設課長、永井教職員課総括課長、
荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、小久保学校調整課総括課長、
鈴木学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
藤澤学校調整課高校改革課長、菊池学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、
中島学校教育課首席指導主事兼総括課長、
佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長
佐藤学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
佐々木学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
鎌田生涯学習文化財課文化財課長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 文化スポーツ部関係審査

(議 案)

議案第1号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

(3) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第6号 平成29年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第13号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

エ 議案第16号 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(4) 教育委員会関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第15号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

ウ 議案第40号 岩手県立久慈高等学校校舎改築ほか(建築)工事の請負契約の
締結に関し議決を求めることについて

(5) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

本日は、常任委員改選後、最初の委員会審査でありますので、執行部の紹介をいたします。

初めに、桐田教男労働委員会事務局長を紹介いたします。

○**桐田労働委員会事務局長** 事務局長の桐田です。よろしくお願いいたします。

○**城内よしひこ委員長** この際、桐田労働委員会事務局長から労働委員会事務局の方を紹介いたします。

○**桐田労働委員会事務局長** 小笠原隆行審査調整課総括課長です。

○**城内よしひこ委員長** 御苦労さまでした。

次に、上田幹也文化スポーツ部長を御紹介いたします。

○**上田文化スポーツ部長** 文化スポーツ部長の上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**城内よしひこ委員長** この際、上田文化スポーツ部長から文化スポーツ部の方々を御紹介いたします。

○**上田文化スポーツ部長** それでは、文化スポーツ部の職員の紹介をいたします。

泉裕之副部長兼文化スポーツ企画室長です。

畠山剛文化スポーツ企画室企画課長です。政策地域部政策推進室ふるさと振興監を兼務しております。

中里裕美文化振興課総括課長です。

工藤啓一郎スポーツ振興課総括課長です。

木村久ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長です。政策地域部国際室国際監を兼務しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**城内よしひこ委員長** 御苦労さまでした。

次に、菊池哲商工労働観光部長を御紹介いたします。

○**菊池商工労働観光部長** 菊池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**城内よしひこ委員長** この際、菊池商工労働観光部長から商工労働観光部の方々を御紹介いたします。

○**菊池商工労働観光部長** それでは、商工労働観光部の職員を御紹介申し上げます。私の左手側から、順次御紹介を申し上げます。

藤澤敦子副部長兼商工企画室長です。

押切拓也参事兼産業経済交流課総括課長です。政策地域部国際室国際監を兼任しております。

八重樫浩文雇用対策・労働室長です。

戸舘弘幸ものづくり自動車産業振興室長です。政策地域部国際室国際監を兼任しております。

阿部博商工企画室企画課長です。政策地域部政策推進室ふるさと振興監を兼任しており

ます。

高橋毅経営支援課総括課長です。

高橋孝政産業経済交流課地域産業課長です。

平井省三観光課総括課長です。政策地域部地域振興室地域連携推進監及び国際室国際監を兼任しております。

高橋利明雇用対策・労働室雇用対策課長です。

鎌田徳幸雇用対策・労働室労働課長です。

藤田芳男ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長です。

瀬川浩昭ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○城内よしひこ委員長 御苦勞さまでした。

次に、高橋嘉行教育長を御紹介いたします。

○高橋教育長 ただいま御紹介いただきました教育委員会教育長の高橋でございます。教育委員会におきましては、教育行政推進上のさまざまな課題がございますけれども、使命感と責任感を持ちながら、その課題の解決に向け本県の教育界を上げて取り組んでまいりたいと思いますので、委員の先生方には御指導、御鞭撻をどうぞよろしくお願いたします。

○城内よしひこ委員長 この際、高橋教育長から教育委員会事務局の方々を御紹介願います。

○高橋教育長 それでは、私から教育委員会事務局の幹部職員、常任委員会での説明員となります職員を紹介させていただきます。

初めに、今野秀一教育次長兼教育企画室長です。

岩井昭教育次長です。

鈴木優教育企画室企画課長です。政策地域部政策推進室ふるさと振興監を兼務いたしております。

佐々木亨教育企画室特命参事兼予算財務課長です。

佐々木哲教育企画室学校施設課長です。

永井榮一教職員課総括課長です。

荒川亨司教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長です。

梅津久仁宏教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長です。

小久保智史学校調整課総括課長です。

鈴木智香学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長です。

藤澤良志学校調整課高校改革課長です。

菊池広親学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長です。

中島新学校教育課首席指導主事兼総括課長です。

佐野理学校教育課首席指導主事兼義務教育課長です。

佐藤有学校教育課首席指導主事兼高校教育課長です。

佐々木徹学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長です。

荒木田光孝保健体育課首席指導主事兼総括課長です。

佐藤公一生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長兼県立埋蔵文化財センター所長です。

鎌田勉生涯学習文化財課文化財課長兼県立埋蔵文化財センター副所長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○城内よしひこ委員長 御苦勞さまでした。

次に、高橋勝重総務部副部長兼総務室長を御紹介いたします。

○高橋副部長兼総務室長 高橋です。よろしくお願ひいたします。

○城内よしひこ委員長 この際、高橋総務部副部長兼総務室長から総務部の方々を御紹介願ひます。

○高橋副部長兼総務室長 それでは紹介いたします。

佐藤法之総務室特命参事兼管理課長、政策地域部政策推進室ふるさと振興監を兼任しております。

松本淳法務学事課総括課長です。

黒田敏彦法務学事課特命参事です。

岡部春美法務学事課私学・情報公開課長です。

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○城内よしひこ委員長 御苦勞さまでした。以上で、執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在着席しておりますとおり変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出補正予算中、歳出第2款総務費、第8項文化スポーツ費及び第2条第2表債務負担行為補正中、2変更中1を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○泉副部長兼文化スポーツ企画室長 文化スポーツ部の補正予算案、予算議案につきまして御説明を申し上げます。議案（その1）、4ページをお開き願ひます。

議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第2号）のうち、文化スポーツ部の補正予算は2款総務費、8項文化スポーツ費の1億3,900万1,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明を申し上げ

ますので、御了承をお願いいたします。お手元の予算に関する説明書の32ページをお開き願います。

2款総務費、8項文化スポーツ費、2目文化振興費の県民会館施設整備費でございますが、岩手県民会館のアスベスト除去工事及び耐震補強工事における工事管理に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、3目スポーツ振興費、スポーツ振興戦略推進費は、岩手スポーツ Kommission、仮称でございますが、これの取り組みにおきまして、県が実施する情報発信等に要する経費を補正しようとするものでございます。

次に、体育施設設備整備費はスポーツライミング、スピード競技施設の拡充整備等に要する経費を補正しようとするものであります。

次の全国障害者スポーツ大会派遣事業費は、全国大会出場権を獲得した選手の派遣等に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、8ページでございます。第2表、債務負担行為補正の2変更の表であります。当部所管に係るものは、事項欄1、一番上でございます。県民会館施設整備費であります。これは、平成29年度から平成30年度までに施工される岩手県民会館の耐震補強工事に係るものであり、事業の変更に伴い債務負担行為の限度額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県民会館施設整備費について、今の説明で耐震補強工事ということでしたが、これはどういう形で行われるものなのか、総事業費は幾らなのか、そして開館日、休館日に影響があるのか、そのことをお示してください。

○中里文化振興課総括課長 県民会館の耐震補強工事につきましては、現在の強度不足箇所を考慮しまして、必要な部分の柱の補強と中ホールホワイエや1階駐車場に耐震壁を設置するなどの工事を行うものでございます。

県民会館の工事につきましては、ことし12月から来年6月まで休館をいたしまして工事を実施いたします。どうしても大がかりな工事になりますことから、休館が必要になるということで調整にも時間を要しましたが、利用者の方々の御理解をいただきまして、半年間の休館を行って工事を実施するものでございます。

事業費につきましては、平成29年度から平成30年度までで、2億3,751万5,000円になります。

○斉藤信委員 ことしの12月から来年の6月まで休館ということで、大変使われている施設なので、既にこの12月から来年の6月までは予約は入れていなかったということでしょうか。それから、恐らくずっと、毎年県民会館をこの時期に使っていたという団体もあると思うけれども、そういうところについては、マリオスとかキャラホールとかを利用するといった連携がきちんととられてうまくいっているのかどうか。

○中里文化振興課総括課長 県民会館の休館につきましては、早くから休館になりますということでお示しをした上で御理解をいただいております。一部やはりどうしても早くから利用予約が入っていたところもございまして、そういう利用者には丁寧に御説明をした上で、そして今委員のほうからお話がありましたとおり、マリオスあるいはキャラホールのほうを御利用いただくということで、連携をとらせていただいております。

県民会館の自主事業につきましても、マリオスを会場に使わせていただいておりますのも一部ございますので、今後とも連携を図って取り組んでいきたいと思っております。

○斉藤信委員 今回の耐震補強で、どれくらい長もちするものなのか。今は長寿命化ということで、国の政策でもあるのだけれども、県民会館は結構な年数がたっていますよね。今回の耐震補強で、さらに10年なり何年なり長寿命化されるという、その見通しはどうですか。

○中里文化振興課総括課長 県民会館は、昭和48年4月に開館をしておりますので、44年目を迎えることとなります。今回の耐震化でどれくらいもつかということにつきましては、耐用年数は60年ですので、それまではもつ工事になっていると思います。

○上田文化スポーツ部長 今回の工事は、耐震関係の補強工事でございます。当然施設には耐用年数がございまして、そこは変わらないというものでございまして、耐震補強に絞った工事ということで御理解いただければと思います。

○斉藤信委員 議案を提案するときは、しっかり準備してやってください。

次に、スポーツ振興戦略推進費の岩手スポーツコミッションが仮称になってはいますが、これはどういうものなのか。仮称になっている割には、県が実施する情報発信となっているのだけれども、岩手スポーツコミッションが仮称になっているのはなぜなのか、そしてその仮称にもかかわらず県が情報発信するという内容の関連を示してください。

○工藤スポーツ振興課総括課長 岩手スポーツコミッションと申しますのは、岩手県のスポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツ関連イベントの誘致、スポーツツーリズム等の推進を官民の関係機関、団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等により地域活性化を図ろうとするものでございまして、県、それから市町村、観光経済団体等々の関係団体と連携して、これから設置しようというものでございます。設置が10月の下旬となっておりますので、現在はまだ仮称となっております。

そういうことで、県、市町村が連携して県全体の情報発信、あるいはスポーツ合宿、あるいはスポーツ大会等々を進めるということで、県が情報発信を進めるという内容になっています。

○斉藤信委員 わかりましたが、今回は新規事業ではないので、官民一体で10月下旬に設置するその組織の実態、どれだけの団体組織でこれは結成されるのか。その際の出資金なり出資金なり、これは恐らく官民一体というわけですから、官だけではないと思うので、その中身を示してください。それから、事務局はどこが担うのか、事務所はどこに設置されるのか示してください。

○工藤スポーツ振興課総括課長 全団体数が60団体になります。県、そして全市町村、観光経済団体、スポーツ関係団体、それから県内にございますプロスポーツチームとトップスポーツチーム、一部の大学、それから報道機関についても御協力をいただくということになっております。

これに対する金銭的な負担でございますが、県のほうで一括して負担をするという予定にしておりまして、現在市町村、あるいは関係団体等々に要請している負担金等はございません。

続きまして、事務局でございますけれども、事務局は文化スポーツ部内に設置いたします。そして、事務室についても文化スポーツ部内に設置を予定しております。

○斉藤信委員 官民一体というけれども、県が一括でお金を出して本当に官民一体になるのかと、ちょっと疑問です。額の多少はあっても、官民一体というのだったら、やっぱり対等な立場で知恵を出し合うということが私は必要なのではないかと。金は県が出して、知恵を出してくださいということで、本当に本格的な取り組みになるのかと思います。これは市町村も出さないというわけでしょう。県だけでしょう。なんかその岩手スポーツコミッションのあり方というのは、私はもう一工夫必要ではないのかと。これは、恐らく希望郷いわて国体のレガシーを本当に受け継いで、スポーツの大会とかイベントとか積極的に誘致するという事だと思うので、私は趣旨には賛成なのだけれども、県だけで考えないで、やっぱり事業費も知恵もお互い出して、取り組みをやれば効果は経済団体にも行くわけです。だから、そういう形でやるべきではないのかと思いますが、いかがですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 非常に貴重な意見かと思えます。各関係団体、60団体にいろいろとお声がけさせていただく中では、負担は現段階では予定していない旨の御説明をさせていただいておりますので、将来的な課題として研究させていただきたいと思えます。

○斉藤信委員 本当に官民一体でというときには、その事業費、出資の分担がなければ対等の立場にならないですよ。県の取り組みに知恵をかしてくれぐらいのことにしか実態としてはならないです。実際にイベントとか大会を誘致すれば、それは市町村だって施設を使うことになるし、経済界にだって波及するわけだから、そういう相乗関係をつくれるような本気の取り組みが必要なのではないかと。県が全部お膳立てで形だけ60団体ということでは、そういうものは成功しないと私は率直に思います。一つ一つやるときに知恵を出して、民間も本気で一緒になるというようなことをぜひ考えていただきたい。

最後ですけれども、体育施設整備費でスポーツライミング、スピード競技の拡充整備ということで、これは関係団体から、大変歓迎されていると思うし、また、国体で伊藤ふたばさんが活躍をしました。そういう意味でいけば、オリンピックも視野に入れて大変活用される施設ではないかと思いますが、国内では唯一全競技が1カ所で実施できるという話もありますけれども、今度整備する中身と全体のスポーツライミングの競技とのかかわりで、この施設がどういう特徴を持っているのか。冬場も十分に使えるような通年の施

設に本当になるのか、ほかの施設との違いも含めて示してください。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** まず競技の性格がちょっとわかりにくいと思いますので、御説明をいたします。スポーツクライミングには、ボルダリング、リード、スピードと三つの種目がございます。現在県営運動公園には、リードとボルダリングの施設がございます。足りないのは、スピードの施設ということになります。

オリンピックにおきましては、ボルダリング、リード、スピードの3競技とも実施して、そのトータルで順位が決まると。1競技欠ける2競技だけでは順位はつかないということになります。したがって、3競技そろっているということが非常に重要なものであると認識しております。

現在行おうとしている整備の中身でございますけれども、県営運動公園のリード施設の隣の場所にスピードの施設を設置するというものでございまして、スピードの施設もリードの施設と同様、高さが15メートル以上という非常に高い施設になります。それを並べてつくるといような形になります。

当初想定していましたスピード施設というのは、リード施設と違ましてせり出してくるような形状ではないのですが、垂直に立っているものを支えるという構造を想定しておりましたが、やはり雨風等々を避けるためには、ひさしというか、屋根といった部分が必要になります。それから、横風を避けるためにちょっと張り出した、壁のようなものが要ということ、カナダのスポーツクライミングチームから指摘を受けたことなどを踏まえまして、いわゆる登るための壁のほかにそういった構造物を設置するという必要が生じたものでございます。

特徴でございますけれども、スピード施設というのは国内でも昨年の段階で1施設だけしかなかった。ことしの3月、5月に二つできまして、現在三つしかないという状況でございます。そして、全てが民間の施設でございます。公設の施設はない。三つそろったところは、東京都の民間の施設、そして大阪府の私立の学校に1施設ずつございます。現在鳥取県で整備を進めているという情報はございますので、そちらは公設でございますが、岩手県と鳥取県、どちらが先かはわかりませんが、公設として三つの施設がそろうのは全国でも二つ。そして、スピード施設でございますが、屋根と壁がフル対策できているものとしては唯一の施設ということになります。

冬場あるいは通年競技ができるかということでございますが、冬対策を行ったことによりまして、本当の厳冬期はちょっと難しいかもしれませんが、雪がたくさん積もりますと、ホールドという取っかかりが滑ってしまいますので、そういった部分は危険が生じますが、そうでない限りはかなり寒くなる時期でも、できるのではないかと期待しているところでございます。

○**高橋孝眞委員** 県民会館の関係なのでございますけれども、先ほどアスベストのことを話していただきましたけれども、今回のアスベストの除去工事について、どのような工法を使っているのかがまず一つ。今回アスベストがあることは多分わかっていて設計していると思うのです

けれども、追加工事をしなければいけなかった理由についてお伺いします。

それから、スポーツ文化部が所管をしている構造物、建物等で、アスベストを使用している施設はどのくらいあるのかについて、お伺いします。

○中里文化振興課総括課長 アスベスト除去につきましては、地下の機械室から5階への大ホールホワイエまで、全館にわたる天井部分が施工対象となります。具体的には施工箇所を幾つかの作業区分に分けて、ビニールで密閉するように囲い込んだ状態で作業を行います。室外への排気ダクトに専用のフィルターを設置した上で、安全に配慮した形で工事を行う予定になっております。

今回の補正になりますが、工事管理委託料の補正ということで、アスベスト除去と耐震補強工事を合わせた管理委託料でございますが、今年度になりまして積算内容を精査いたしましたところ、積算方法に誤りがあることが判明いたしまして、不足が生じたことで増額補正をするものでございます。

○泉副部長兼文化スポーツ企画室長 アスベストを使用している施設でございますけれども、県民会館と県の体育施設等がございますが、現在のところこの県民会館以外にアスベストがあるという施設は承知しておりません。

○高橋孝眞委員 アスベストの関係については、年間何千人か、全国で亡くなっているわけですから、そういう施設がどこにあるか、それからアスベストとしてどのような使い方がされているのか、今囲い込んでいるものもあるのか、まぜてあるといいますか、そういう張りつけをしているものもあるので、そういう部分を全部把握しておく必要が今後あるのではないかと思います。

それから、アスベスト除去工事について、どうして当初の計画が狂ったのか。もう一度細かく教えていただきたいのです。積算根拠が間違っていたということで簡単に話をされてもよくわかりません。どういう内容で積算をして、なぜ間違えたのかお伺いします。

○中里文化振興課総括課長 管理委託料の積算方法でございますが、平成22年度に積算方法が変更になっておりまして、建築物の類型が3類型から12類型に詳細化されて、詳細化されたもので積算をする必要があったこと、あとは工事費ベースでの積算が床面積ベースに変更になっていたものを、変更前の積算方法で積算していたことが判明いたしまして、増額が必要になったものでございます。

○高橋孝眞委員 変更になったというのは、平成22年から変更になったとすれば、積算を間違えたということですね。そういうミスを簡単に許しておいていいのかということをお伺いしたいのですが、私は言いたいのですけれども。

チェック体制もちゃんととっているはずだと思うのですけれども、どのようなチェックをされてきたのですか。土木工事などについていろいろ過去に問題になりました。そういう意味合いでは、いろいろと積算方法を変更しながらということと、チェックをきっちり体制を整えてやる。同じように、どの部署であろうとそういう体制をとっておかなければいけないはずだったと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。部長はどう思い

ますか。

○上田文化スポーツ部長 委員おっしゃるとおりでございます、特に箱物系の整備をする場合には、積算についてはきちんとルールが決まっております。ルールに従ってやるというのは、通常のやり方でございます。

当時これを所管していたのは教育委員会でございます、そこで設計とかについても精査をしたと聞いております。詳細は、事業費ではなく管理委託料でございますが、そこについては設計監理の部局のほうに依頼をして、それで数字等について精査の上、提示をいただいて、それをベースに予算要求をしたというように聞いております。

そういった中で、原因について詳しいところまでは私どもわからない面がございますけれども、いずれあってはならないような勘違い、見落としがあったのだらうというふうには承知をしております。

こうやって予算をとらせていただいて、それで実際に施工するという段階になりまして、そのミスが発覚したということでございまして、全くあってはならないことでございます。私ども文化スポーツ部では、さまざまな文化スポーツ関係の施設を所管しております。今後これらの整備、あるいは補修とかについて、これからも出てまいろうかと思っておりますので、ぜひこういった際にはきちんとチェックをして、ほかの部局に依頼する場合ももちろんありましようが、そこについても私どものほうでもやはりチェックをかける、そういったような二重チェック、三重チェックでもって今後ミスがないように取り組んでまいりたいと思っております。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、文化スポーツ部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○千葉進委員 私のほうから1点、きのう我が会派の阿部盛重議員から一般質問があった部分のところを触れさせていただきたい。

きのうは、こういう言い方をしています。文学に着目した文化芸術を振興し、文化芸術創造県、文化芸術創造都市というものをつくり出していくというような話をしております。

そういう意味で、私も文学にこだわってちょっと話をさせていただきたいのですが、文学館というものが、ほかの県などでは結構あったりするのですが、岩手県の場合は、県としては当然ないというふうに認識しています。岩手の博物館ガイドブックというのがありまして、3年前の3月11日に発行ということで、6年前の3.11以降の分も含めて124の博物館等を紹介しています。文学記念館というところを見ますと、やはり石川啄木、宮沢賢治、サトウハチロー、高村光太郎ぐらいで、個人の文学館というのがなかなかない。それでいて岩手県には文学者がかなりたくさんいて、きのうも話があったとおり、沼田真佑という人が今回、影裏という作品で芥川賞をとった。そういう過去の岩手県の文学者たちの作品を網羅して見られるような場所がないかということを考えているわけですが、県立図書館に行ったとしても、ちょっとしたコーナーはあるにしても、一人一人の分というのはなかなかない。やっぱり石川啄木、宮沢賢治などに集約されるような感じであるので、そういう過去の人たちの作品を見られる、そういうものから始められないかというように思っております。

小出しにするようで申しわけないですが、岩手の純文学という本の中に7名の芥川賞候補になった人たちの作品があります。芥川賞候補になった人がそれだけ岩手県にもいた。なおかつ直木賞候補が5人、それ以外も江戸川乱歩賞というのがあるわけですが、この江戸川乱歩賞については中津文彦さんの黄金流砂、あるいはまだ生存している、高橋克彦さんの写楽殺人事件というように、さまざまな人がもらっていると。それらを見る場所というのがなかなかない。そういう面で、そういう場所をつくれないうのがあるのですが、これは文化スポーツ部だけではなく、教育委員会にもかかわっています。

そういう中でいろいろ探していましたならば、文学のまち盛岡という本が出てきて、平成24年4月25日から6月24日までの2カ月間、盛岡市中央公民館で岩手の文学展というのを開催したと掲載されています。これは、岩手の文学展実行委員会と盛岡市中央公民館の主催、なおかつ助成は公益財団法人岩手県文化振興事業団の文化振興基金、私はこれが見られなかったのが非常に残念なのですが、約140名の岩手県の文学者の作品を網羅したようです。特に岩手県文化振興事業団の所管は文化スポーツ部だと思うので、岩手県文化振興事業団でそういった助成をしているとすれば、何らかの形でそういう人たちのものを並べることはできないのかと。

去年、商工文教委員会で県外視察したとき、山形県の文翔館の中にそれぞれの文学者のコーナーがあったのです。例えば斉藤茂吉は、万葉集を中心とか、あるいは丸谷才一という作家の文芸コーナーがあったりとか。やっぱりそういうように岩手県にも建物があって、宮沢賢治、石川啄木も、高橋克彦、中津文彦とかというような人たちのものを見られる、そういったものができないのかということを考えていましたところ、去年まで岩手日報に連載されていた文学の国いわてが出版されました。その中でこれをつくられた人が岩手の文学史はそれなりにつくったと。次は、岩手県の文学者の人名事典をつくらうとして

いるらしいのです。最終的に、私はここを言いたいわけですが岩手文学全集をつくりたいと言っているのです。私は、これはすごくいいと思っているのですけれども、岩手の文学者の全集、例えば100巻とか、これを県でつくるわけではなく岩手県文化振興事業団などに委託するとか、あるいはこういったことをやられている人たちに本気でやる気を出させるような何かアピールというか、そういったことができないのかということを考えています、ぜひそういうことを今後考えていく余地がないのかどうか、その部分をちょっとお聞きしたいと思います。

○中里文化振興課総括課長 文学全集について、先日の一般質問でも話題としていただきましたとおり、本県でも文学に重点を置いた文化振興も必要な施策だと認識をしております。

文学館でございますが、文学館というはっきりとした定義は特に定まっていないようですが、本県の中には文芸に関する施設というのは26カ所ほどあるという資料がございます。ただ、県ではもちろん文学館というのは今はございませんで、郷土の作家の資料につきましては県立図書館のほうで収集をしてコーナーを設け、あるいは企画展などを開催しながら県民の皆様目の触れる形の取り組みを行っているというように聞いております。

文学に関する本県の現在ある取り組みといたしましては、創作活動を奨励する取り組みとして岩手県芸術選奨を行っております。それを励みに選奨を受けた方がその後も作家として活動を続けていただけるように選奨を設けております。今週末に開幕式典・総合フェスティバルが開催される岩手芸術祭に文芸部門を設けまして、県民文芸作品集の刊行ですとか、その中で文芸に関する大会などの開催も行っているところでございます。

また、先ほど委員からお話しありましたとおり、文化振興基金を活用しまして、刊行物発行事業ということで助成を行っているほか、ほかのメニューにつきましても、文学に関する取り組みでも活用できるメニューがあるのではないかと、今お話を聞きまして思っているところでございます。そういったところも見ながら、文学全集の発刊につきまして、取り組みが行われる場合には、県としても何か支援ができないかということも今後考えてまいりたいと思っております。

○千葉進委員 時間の関係もあるので、これだけにします。とにかく当分このことの話はずっとしていくつもりでおりますので、最後の言葉がありましたから、ぜひそのやろうとしている方々に対するアピールをしていただきながら、そういったところを詰めていければと思っています。よろしくお祈りします。

○斉藤信委員 私は一つだけ、ラグビーワールドカップ2019大会についてお聞きします。釜石会場の準備状況、そして総事業費に対する今の財源確保の見通し、今後の対応、こういうことについて示してください。

○木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長 ラグビーワールドカップ2019大会への準備状況ということでございます。今釜石市において釜石鶴住居復興スタジアムを建設しておりますが、8月末までの基礎工事では18.5%の進捗率で予定どおりということ

でございました。9月13日からやぐら等の鉄骨建て方等も始まり、9月末の進捗率は32.8%まで上がるということで、来年の7月末の常設部分のスタジアム完成に向けて、今急ピッチで工事を進めているところでございます。

あと、大会の機運も盛り上げていかなければならないということで、今が開催の2年前となりましたので、先週は釜石市で、今週は盛岡市で機運醸成のためのイベントを行って、周知を図っていきたいと考えております。

そして、11月2日にはチケット等の関係なり、あるいは釜石会場での対戦カードが公表されますので、そこも重要なポイントということで周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、必要な整備に係る部分についてでございますけれども、釜石市で今現在建設中のスタジアムに関しましては、39億円ほどの事業費がかかるということで、国による復興交付金、独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成、それから社会資本整備総合交付金も入れながら、国、あるいは団体等の支援を受けて進めていっているところでございます。唯一国の支援がないところが、仮設施設に関する部分で、今5億円程度と見込んでおります。そういったところについては国に対して財政支援を要望しているところですが、いまだ支援のメニューがないということ等もありますので、県としても釜石市の仮設整備に対する支援を行うことにしておりますので、今後平成30年度以降の予算のところでは御協力させていただければと考えております。

○**斉藤信委員** 仮設施設の5億円というのは、39億円とは別枠で、39億円はめどが立ったと、こういうふうに受けとめていいですか。仮設施設の5億円というのは大きいな。

それと、大会を開催する上での事業費があると思うけれども、これはどのぐらいを現時点で見込まれて、それはどういう形で捻出されるものなのか示してくれますか。

○**木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長** 大会に係るソフト部分の運営費が、どれだけかかるのかについては、正確な試算はまだできない部分はありますけれども、あらあらという形で見ていきますと、ことし実行委員会を立ち上げましたが、平成31年まででいくと、やっぱり5億円を超えるような規模で、大会運営費、ソフトにかかる部分が必要になってくるのではないかと試算をしているところでございます。

ただし、この運営費に関して、直ちに国からの支援が受けられるめどが立っていない部分がございます。国のほうで助成していただけるのは、対戦国等が決まって、そういう関係の交流事業をやる部分についての助成とか、地方交付税等での支援ということは予定されているのですが、必ずしも今国のほうの支援が明記されているわけではありませんので、これについても今国に対して財政支援を要望しているところが実情でございます。

○**斉藤信委員** そうすると、県、市町村でこのぐらい分担しようと、5億円規模で、そういう基本的な考え方というのはあるのですか。

○**木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長** この運営費については、現状ではそういう国からの支援が明確になっていない部分がありますので、開催都市ということで、

釜石市、岩手県が共同で立候補したというところがありますので、十分そこを話し合いながら進めているところでございます。

○郷右近浩委員 今齊藤委員からの質疑の中で、ちょっと私は絵面が見えないというか、そこで質問させていただきたいと思います。最近寄附であったり、そうした形が集まってきた2億円何がしといったような金額が、よく公表されておりますけれども、これは仮設施設の部分に充てるといったような形でいいのでしょうか。というのは、先ほどの説明ですと39億円かかるものというのは、復興交付金であったり、スポーツ振興基金であったり、また社会資本整備総合交付金であったりという形で充当できるのあれば、足りない部分が5億円だとすると、そのうちの2億円何がしだと。では、今現在本当に足りないのは3億円というような、そうした理解でいいのかというのが1点。

それから、その運営費について国への要請をしていくということですが、一応基本的には興業的な意味合いのあるラグビーワールドカップ2019大会ということだと思しますので、そのチケット販売であったり、むしろもともと、例えばそれを運営している団体、IMGでやっているのかどこでやっているのかわかりませんが、そうしたところで基本的には支払うというのが本来の筋だと思うのです。もちろんそれも当然チケット代金にはね返ってくるといったような運営というのが、社会貢献事業ではないわけですから、そうした企業がもうけるといったことを含めて、チケット販売等で賄うというのが自然なスタイルだと思うのです。その点について国へ運営費を要請していくなどというのは、ちょっと違和感があるのですけれども、その辺はどのようにになっているのかお示しいただきたいと思います。

○木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長 まず、寄附の関係ということでお話をいただきました。常設施設につきましては、釜石市で建設しているということで、復興交付金なり社会資本整備総合交付金なり、日本スポーツ振興センターの支援だったりということがありまして、そういったもの等を使いますと、今、市の負担というのが4億円弱というところが実情でございます。市では、平成27年から釜石市ラグビーこども未来基金というものを設けまして、委員から御紹介のとおり、2億円以上の寄附が集まっておりますが、これは釜石市でラグビーワールドカップ2019大会への準備、そして大会後のラグビーを活用したまちづくりを目標として募金活動をしているところでございます。

それから、大会の運営費にかかわる部分のお話でございます。この試合を行うこと自体は、お話しありまして、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会であったり、チケットを取り扱っているIMGであったりということになりますけれども、大会の際にスタジアムにお客様がいらっしゃるときに、全員がスタジアムに車を乗りつけることができないものですから、その周辺のところ駐車場を設けてパーク・アンド・ライドをすることにかかる費用とか、競技場とは別のところでラグビー等を楽しんでいただくというようなファンゾーンというものを運営していくための経費だったりとか、こういうラグビーワールドカップ2019を認知していただくための機運醸成の取り組みということも、

各開催都市で実施しなければならないことですので、スタジアムに来て入場していただく部分以外のところを開催都市で持っていかなければならないということがございまして、そういった御説明をさせていただいたところです。

○郷右近浩委員 関連なので、余り細かく、くどくならないようにしたいとは思いますが、そうしますと、釜石市ラグビーこども未来基金でいただいた部分は、釜石市の負担に充当されていくということであって、仮施設の5億円というのは、まだまだめどが立っていないという考え方でよろしいのですねということが1点。

それから、先ほどの運営費についてあらあ5億円という話でありましたけれども、パブリックビューイングであったり、駐車場施設は、計画が全部できるまでは幾らかかるかははっきりとわからないというのが現状であるということの認識でよろしいかということの確認をお願いします。

○木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長 寄附の関係につきましては、この釜石市ラグビーこども未来基金は、釜石市で募金を受けておりますので、この集まったお金については釜石市でその用途を考えていくものでございます。

それから、県でもふるさと岩手応援寄付ということで、ふるさと納税の一環として募金を制度化していますので、今ラグビーワールドカップ2019釜石開催実行委員会では、県のふるさと岩手応援寄付と釜石市ラグビーこども未来基金をあわせてPRをし、協力を呼びかけているところでございます。

この運営費については、今のところ国等からの支援がありませんので、そういった部分の財源は今後考えていかなければならないところでありますが、委員の御指摘のとおり、今度の11月2日に釜石市での試合が何試合あるのかとか、そういうところが決まってくると、そこで対応する日数は何試合分なのかということ等も出てまいりますので、このお話しした金額等も動いてくる可能性があります。今現在であらあという形での御説明にさせていただければと思います。

○田村勝則委員 先ほど千葉委員の質疑の中で岩手県芸術選奨というお話が出ました。ちょっとその点でお聞きします。

今回長澤聖浩さんという方が受賞されました。岩手県芸術選奨は非常に名誉なことなわけですけれども、自費出版で非常にすばらしい力作になっていると思いますし、歴史的な部分もかなり織り込まれておりまして、岩手県の例えば北上川にかかわる歴史とすれば、後世にも非常に参考になるような中身になっていると思います。そういう意味で、岩手県芸術選奨を受けたことは、非常に名誉なことなわけですけれども、県とすればそれで何冊かまとめて買って国会図書館に寄贈したりとか、公共施設のほうでしっかりとそれを蔵書してもらおうとかという部分の対応などは、参考までにどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

○中里文化振興課総括課長 岩手県芸術選奨は、今年度、紫波町の長澤さんが受賞されたということでございますが、県として購入してということは現在はやっておりません。県

立図書館では郷土の作品を収集して、先ほどありましたとおり、郷土作品コーナーというものを設けて、そしてあるいは企画展などを開催して紹介しているという取り組みを行っているという状況で、県で購入するという事は現在はやっておりません。

○郷右近浩委員 ちょっと文化スポーツ部の所管の整理について教えていただきたい。といいますのは、文化財の申請、保護の扱いは教育委員会であるということ。文化スポーツ部の役割というのは、例えば文化財であれば活用する部分、そうしたものを県民の方々に広く理解していただけるような活動をしていくというところまで含まれているのかと。例えば、私の地方ですと蘇民祭であったりとか、またさらに早池峰神楽であったりとか、さまざまな文化資源がある中で、それをこれからの岩手の子供たち等に見せる機会の提供をする場合、補助金だけ出して、興業として、どこかの文化会館でやれば、勝手に見たい人は見るのだなんていう話ではなくて、教育の一環としてもそうした提供をしていくといった場合、教育委員会と文化スポーツ部はどのような形でやれるのか。またさらに、そうしたことをやっているものが何かあるかということ、あわせてちょっとお聞きしたい。所管はこっちではないと言われてしまえば終わりなのですから。

○中里文化振興課総括課長 当課といたしましては、民俗芸能の継承、発展ということを所管しております。岩手県民俗芸能フェスティバルですとか、北海道・東北ブロックの民俗芸能大会などに民俗芸能団体の方々に御参加をいただきまして、広く県民の方に見ていただく、あるいは北海道・東北ブロックということで各地に出向く場合には一緒に行って、旅費等の支援を行いながら、団体の活動の活発化にも寄与するような取り組みを行っております。

学校の取り組みでございますが、教育の一環として行われるものにつきましては、教育委員会の所管ということで整理がなされております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○城内よしひこ委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められていますので、これを許します。

○菊池商工労働観光部長 私どもの不手際によりまして、委員会の進行に多大な支障を来してしまいまして、まことに申しわけございません。どうも済みませんでした。

○城内よしひこ委員長 次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費及び議案第6号平成29年度岩手県

中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）、以上の2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤澤副部長兼商工企画室長 議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その1）の4ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、5款労働費の2億7,421万8,000円、下の5ページの7款商工費の4,747万1,000円、合わせて3億2,168万9,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の40ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費の説明欄一つ目のいわてしごと人材創生事業費は、いわて働き方改革推進運動の参加企業やDMO等の観光産業に対して人材育成面から支援するため、北東北3県合同によるマッチングイベント等の実施に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次に、緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、平成28年度の事業費確定に伴う不用額等の基金への積み戻しを行おうとするものであります。

次に、飛びまして、51ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の雲南省交流・連携推進事業費は、雲南省との円滑な連携及び調整が行われる体制を確立するため、岩手県雲南事務所の開設準備に要する経費について、所要額を補正しようとするものであります。

次に、2目中小企業振興費の説明欄一つ目のものづくり革新推進事業費は、メーカームーブメントを推進するハブ施設の防音設備の整備等に関する経費について、所要額を補正しようとするものであります。

次のいわての漆産業新時代開拓事業費は、県産漆の生産拡大や漆文化の魅力向上を図るため、漆文化情報発信のための映像作成に要する経費等について、所要額を補正しようとするものであります。

次の三陸地域産業活性化支援事業費補助は、さんりく未来創造塾を運営する公益財団法人いわて産業振興センターに対し、三陸地域の核となる経営人材の受講後の事業展開を見据え、塾における事業構想策定支援の取り組みに要する経費を補助するものであります。

次の中小企業振興資金特別会計繰出金は、平成28年度から平成29年度への繰越金の確定に伴う特別会計の財源調整により減額補正を行うものであります。

次に、52ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の岩手県空港利用促進協議会負担金は、台湾及び香港といわて花巻空港との間に就航するチャーター便に係る旅行商品を造成する旅行会社を支援する経費について、所要額を補正しようとするものであります。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。議案（その1）に戻りまして、24ページ

をお開き願います。議案第6号平成29年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算でございますが、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,492万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億1,605万円とするものであります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の99ページをお開き願います。99ページは歳入、100ページは歳出の表であります。補正予算額と計の欄の額につきましては、ただいま申し上げましたとおりの額であり、その補正内容につきまして、次の101ページから御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

次に、102ページに参りまして、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましても、前年度からの繰越金の確定に伴い減額しようとするものであります。

その下の103ページ歳出であります。1款小規模企業者等設備導入資金貸付金、1項貸付費、1目設備資金貸付費及び2目設備貸与資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定等に伴い償還金を増額し、一般会計への繰出金を減額しようとするものであります。3目高度化資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定に伴い、充当する財源を繰入金から繰越金に振りかえするものであります。

次に、104ページに参りまして、2項貸付事務費、1目貸付事務費につきましても、前年度からの繰越金の確定に伴い、充当する財源を繰入金から繰越金に振りかえするものであります。

以上で、補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私からは、雲南省交流・連携推進事業費の関係についてお聞きしたいと思います。

一般質問の中でも聞かれていた部分ですけれども、ほかの大連経済事務所と、それから北東北三県・北海道ソウル事務所等の事務所を開設する意図というか、意味合いが、それぞれでやっているというような感じがどうしても否めない部分がございます。雲南省の事務所については、観光をメインにするわけではなく、物産のほうをメインにするのかなと思っておりますが、その辺の内容と、それからどれぐらいの人員で事務所を設置する予定なのか、現地の職員を採用する予定なのかなど、その辺のところをちょっと御説明いただきたいと思っております。

○押切参事兼産業経済交流課総括課長 雲南事務所についてのお尋ねでございます。

まず、雲南省とは地方政府間交流がもとになっておりまして、雲南省にプーアール市というプーアール茶の産地があるのですが、そこの交流ということで、平成22年の上海万博にプーアール市と岩手県と上海大可堂という上海のお茶屋とで共同出展したことから、

プーアール市との交流が雲南省レベルの交流になったという経緯がございます。その後、南アジア博覧会という中国の国家級の博覧会への出展でありますとか、それは4回やりましたし、2年前からは青少年交流の相互交流でありますとか、農業シンポジウムの開催という形で、地方政府間交流をもとにして、いろいろな幅広い交流になってきております。

ということで、観光の部分はまだ南アジア博覧会でのPRとかにとどまっている部分がありますが、幅広い交流に対応するため、経済交流一本とか観光一本ということではなくて、幅広い交流の連絡調整のために立ち上げようとするものでございます。

人員体制としましては、来年の4月を目途に所長1名と所員1名、現地採用という形で考えているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 経済交流のみではなくということで、開設されるということですが、やはりミッションがぶれるとなかなか事務所を開設したとしても、それがどういうふうに進んでいくのかということが見えなくなってしまうということもあるのではないかと思います。私がソウルに行ったときに、北東北三県・北海道ソウル事務所では、ことし岩手県から職員の方が行かれていて、頑張っているんですけど、やはり政府間の関係性とかそういうものがあって、もともとは観光客を誘致するという目的で事務所を開設したにもかかわらず、今のところ、私が行ったときで年間7,200人が韓国から岩手県に来ていると。その当時のミッションがぶれてしまっていて、どちらかという物産のほう、岩手県の日本酒などがソウルのほうで売られるというような交流のほうにシフトしていると。その辺、この間の一般質問でも、まだ観光というような話を北東北三県・北海道ソウル事務所のところでもお話があったような気がするのです。それよりは、物産がもっとふえていくのであればきちんと整理をして、ここについてはこうだとか、雲南事務所だけではなくて、北東北三県・北海道ソウル事務所と、それから大連経済事務所に関しても、海外事務所を設置するのであれば、そのメインのミッションはこれだというような整理をきちんとやっていくべきではないかと。

ではいつ、その北東北三県・北海道ソウル事務所について、どういうふうな整理でやっていくのかというのを打ち出すのか。国際室ができたのに、岩手県としてのビジョンがちょっと見えてこないというのは、こういう部分にもあらわれているのではないかと感じています。

今の段階で、それぞれの事務所はそれぞれのミッションがあるというような答弁が一般質問のときにあったと思っているのですが、雲南事務所に関しては、南部鉄瓶の販売などもかかってくるのではないかと感じています。

そこで、南部鉄器は、この間新聞の報道で、なかなか中国で売れなくなってきたというようなお話が見受けられましたけれども、そういった部分についての対応策というのは、今の時点で何か考えていらっしゃるのかというのを、もう一つ御質問したいと思います。減収に対して戦略をどう変えていくのかというところです。

○押切参事兼産業経済交流課総括課長 国外事務所につきましては、国際室と連携して、

雲南事務所につきましてもワーキンググループを立ち上げまして、全庁的に対応しておりますので、その中でしっかりとしたミッションを達成していきたいと思っております。

南部鉄器でございますが、一時期6億円あった輸出額が、5億円台を割ったという新聞報道があったところがございますが、中国等におきまして、かつて1億円を超えていたものが6千万円程度になっていて、昨年度あたりから輸出額が落ちてきております。

ただ、中国につきましては、結構爆買いとか富裕層の方々がばんばん買っていった。その後、中国が外貨流出を抑えようということで、関税の引き上げがあったり、インターネット販売等によって買い方が変わってきた。あとは、南部鉄器の場合、模倣品がいろいろあったのですが、その模倣品の品質が上がったという話もございました。

一方で、業者を回ってお話を聞いているところでは、かつてはどちらかというとも異常だったと。高いものからどんどん売れて、何か月待ちみたいな状態が通常ペースに戻ったという話もございます。ただそうばかりも言っておられませんので、新しいキッチンウエアとかの開発をお手伝いしたり、南部鉄器自体の信頼を鍵にしながら、鉄器関係の新たな商品開発についてお手伝いしていきたいと考えているところでございます。

○**斉藤信委員** 40ページのいわてしごと人材創生事業費のうちプロフェッショナル人材戦略全国協議会負担金となっているのだけでも、事業費が2,000万円で、負担金が400万円ですか。これは実際にどういう取り組みになっていますか。

○**高橋雇用対策課長** プロフェッショナル人材戦略拠点事業でございますけれども、全国協議会の負担金400万円ということでございますが、そもそもこちらの事業につきましては、内閣府から国庫負担率が10分の10で行われる事業で、全国協議会を立ち上げるという中で県も参加する、あとは各構成団体も参加する。各構成団体というのは、プロフェッショナル人材戦略拠点でございますけれども、そういった団体が一緒に参加するという中で負担金を納付するということにつきましては、一度内閣府の地方創生交付金から県を通しまして、その後にプロフェッショナル人材戦略拠点全国協議会のほうに負担金として出資するという形で整理しております。この取り扱いについては、国のほうからの指示もありまして、このような形で進めているところでございます。

○**斉藤信委員** 今の話だと、国庫負担率が10分の10だから、この負担金は国からきちんと補填されると。具体的な中身はまだ見えないと、こういうことでもいいのですか。これで、何が行われるのですか。

○**高橋雇用対策課長** 全国の各拠点からの連携の推進であるとか、全国事務局からの支援を受けるための全国協議会の参加負担金を納入するものでございますけれども、こちらにつきましましては、その取り組みの運営に当たって、さまざまな取り組みをしていく中で経費ということになりまして、いずれ全国協議会の運営経費ということになっております。

○**斉藤信委員** 全然中身がわからないのだけでも、プロフェッショナル人材を派遣する事業はありましたね、今までも。今までもあったプロフェッショナル人材派遣というのは、実際にどのように行われているのか。それと、今回負担金を出すこの事業との関連はどう

なのか示してください。

○高橋雇用対策課長 これまでの事業といたしましては、新事業や新たな販路開拓など、県内企業の攻めの経営、あるいは経営改善の実践をサポートする観点から、本県では平成27年12月から導入したところでございます。地域と企業の成長戦略の具現化、あるいはすぐれたプロフェッショナル人材の確保を目指して、民間の人材マーケットに取り次ぐなど、地域全体の人材戦略のコーディネートを担う人材マネジャーを配置して、こちらの拠点をいわて産業振興センターに置いて、事業の運営管理等を行っているところでございます。

いずれにしましても、先ほどお話しさせていただいた中身でしか、全国協議会についてはわかりません。

○斉藤信委員 だから、今までプロフェッショナル人材派遣の事業が実際あって、私は少しリアルに、平成27年12月から始まっているというのなら、こういう分野にこれだけ派遣をされてこういう取り組みがされていますと。そういう答えがぱっと出てくるのか、出てこないのか。そして、今回新たに全国組織をつくって、国が10分の10を負担するなら、こんな面倒くさいことしないで、国の事業として事業をやればいいのではないかと、私は思うのだけれども、その点どうですか。

○八重樫雇用対策・労働室長 委員がおっしゃるとおり、プロフェッショナル人材事業につきましては通年でやっております、ことしも継続しております。その中でフラッグシップモデル事業というものは国から今回2,000万円いただいて、特に特徴的な、先ほど副部長のほうからも説明しましたけれども、例えばDMOとか観光関係の事業者にそういったプロフェッショナル人材を送るとか、そういった取り組みをしています。また、なかなか岩手県単独で取り組むのは難しいということもありまして、広域で取り組むような方向で検討しております、そのための情報交換なり研修として、全国のマネジャーとか担当者が結集して、いろいろな連絡会議とかをやるということで全国協議会の負担金を支払っているものでございます。

○斉藤信委員 いやいや、私が聞いているのは、今までの取り組みの実績はということです。

○高橋雇用対策課長 今までの取り組みの実績でございますけれども、成約件数が21件、うち県外から岩手県内に転居して来た件数が7件となっております。

○斉藤信委員 21件のところにプロフェッショナル人材が派遣されたということですね。そのうち県外から来たのは7件だね。まあ、いいことにしましょう。

それで、次に51ページの雲南省交流・連携推進事業費、これは雲南事務所を開設するというのだけれども、平成25年11月に県と雲南省で友好交流協力協定が締結されていますね。この友好交流協力協定の中身は何ですか。

○押切参事兼産業経済交流課総括課長 県と雲南省とで結んでいる日本国岩手県と中華人民共和国雲南省との友好交流協力協定でございますが、その中で合意事項がございまして、両地域の経済、貿易、観光、食産業等の分野で交流と協力を深め、共同发展を図るで

ありますとか、政府間交流について代表団を派遣し合うという話。それから、青少年交流等についても進めていくという友好交流の協定でございます。

○**斉藤信委員** 後で日本国岩手県と中華人民共和国雲南省との友好交流協力協定書を皆さんに資料でちゃんと配ってください。

それで、私は雲南省との友好協力連携を進めるということはもちろん賛成です。2010年から、そういう交流連携が進んできた。7年たつわけだから。この7年間の実績というのは、どういうことになっていますか。

○**押切参事兼産業経済交流課総括課長** 友好交流協力協定自体は平成25年ですので4年間となります。

○**斉藤信委員** いやいや、交流が2010年から始まったと言っているわけですから。

○**押切参事兼産業経済交流課総括課長** 2010年はプーアール市と上海大可堂と岩手県とで上海万博に出展したという部分でございます。雲南省との交流自体は、平成25年の友好交流協力協定から始まっている部分でございます。いずれ先ほど申し上げましたけれども、南アジア博覧会という大きな博覧会への出展でありますとか、あと農業シンポジウムの開催、青少年交流等を行ってきているところでございます。

○**斉藤信委員** 新しい提案をするときに、その根拠をあなた方はきちり示さないといけないのです。だから、2010年から上海万博でプーアール市と、南部鉄瓶とプーアール茶で連携したのでしょうか。だったら南部鉄瓶の販売がこういうふうに伸びたとか、観光がこういうふうに進んだとか、そういうことをちゃんと示さないといけないのですか。

○**押切参事兼産業経済交流課総括課長** 南部鉄瓶につきましては、いずれ上海万博を契機といたしまして、中国に大きく展開したと。先ほどハクセル委員からの御指摘にありましたとお非常に伸びた。そして、その反面、今ちょっと落ちているということで、南部鉄器については、いずれ上海万博への出展が大きな契機になったと思っております。

○**斉藤信委員** いくら伸びたかわからないではないですか。

○**押切参事兼産業経済交流課総括課長** いくら伸びたかにつきましては、平成22年に中国、香港につきましては4,000万円台だったものが1億円を超えるような輸出額となっております。平成24、25、26年では1億2,000万円程度の金額の輸出額となっております。

○**斉藤信委員** それだけ。観光とかその他の経済交流とか。

○**平井観光課総括課長** 観光交流の面でございますが、雲南省と限定して入れ込み等についてのデータはございませんが、中国全体で申し上げますと、これは人泊という単位で、外国人の宿泊者が岩手県に泊まった数の延べ宿泊者数でございますけれども、東日本大震災津波前の平成22年におきましては、4,940人泊でございました。これが昨年、平成28年1月から12月におきましては、1万3,060人泊と、平成22年と比べまして264.4%という状況でございます。

○**斉藤信委員** それは、中国全体の話ですね。それで、先ほどの答弁で所長と所員1人を現地採用ということで、岩手県の事務所を開設する意味はどこにあるのかと。どういう人

を採用するのか、そのことを示してください。

○**押切参事兼産業経済交流課総括課長** 中国の場合、中国の国内法によりまして、現地人員を日本の団体なりが直接雇うということはできないということで、中国の人材派遣会社を通しての雇用となります。たまたま大連経済事務所におきましては、大連経済事務所の所長は日本の永住権を持っておりまして、いわて産業振興センターの職員ということで直接雇用しているところがございますが、雲南事務所につきましては、人材派遣会社を通しての雇用となります。

所長像といたしましては調整中でございますが、日本語はもちろん、中国語の両方ができて、そしてある程度岩手県と雲南省の政府間事情でありますとか、経済事由とかに精通している方を想定しております。

○**斉藤信委員** それで、大連に大連経済事務所があるわけですね。大連経済事務所は経済交流ということを目的にしているのだけれども、やっぱり大連経済事務所の実績、教訓というのを踏まえて雲南事務所というのは考えるべきだと。大連経済事務所の今の実績をどう受けとめて、課題をどう感じて、さらに雲南事務所に行こうとしているのか。そのところを示してください。

○**押切参事兼産業経済交流課総括課長** 大連経済事務所の成果でございますが、事務所開設以来、南部鉄器を初めとして日本酒、加工食品といった県産品の輸出促進に貢献していると考えているところでございます。

連携機会の創出ということで、いろいろな中国に進出したい県内企業のサポートでありますとか政府間交流、そして県産品の販路拡大として大連商談会、上海万博出展、そして大きいのはビジネスパートナーを構築したという部分で、大連あるいは上海、北京における岩手の食なり商品、県産品を輸出できるようなパートナーをつくったという部分が大きな成果ではないかと考えております。観光部分につきましても、大連との双方向のチャーター便でありますとか、旅行博の出展等、広州広之旅国際旅行社との送客等の実績がございます。雲南省におきましては、経済交流という部分はまだまだこれからでございますので、いずれ大連経済事務所のノウハウも生かしながら、まずは経済部分では、雲南省におけるビジネスパートナーという部分をまずは確立していかなければならないと考えているところでございます。あとは観光部分につきましても、まずはバイヤー、エージェント等を招聘して日本のよさをわかってもらう。雲南省においても五つの世界遺産がある観光地でもございますので、その辺もお互いウイン・ウインの関係になるような形での取り組みをしていきたいと考えているところでございます。

○**斉藤信委員** もう一つあるけれども、雲南事務所の話をもう一回。私は大連経済事務所は、山あり谷ありだったと思うのです。最初はかなり中国への期待感があって、しかし行ってみたら話が違ったみたいな感じがありましたし、日中の関係悪化というののもあって、だから大連経済事務所の成果、課題を正確に、成果はこうで、課題はこうだったということを示した上で、やはり雲南事務所の問題を提起しないと、私はちょっと説得力がないな

と思っているのです。そういう点でどうですか。これからお昼休みに入りますので、午後開会のときに、大連経済事務所の成果、実績や課題は何かということ具体的を示していただけないか。

○城内よしひこ委員長 いいですか、そういうことで。

斉藤委員の質疑の途中ではありますが、この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池商工労働観光部長 休憩前、斉藤委員から御要請のありました日本国岩手県と中華人民共和国雲南省との友好交流協力協定書の関係資料と大連経済事務所の状況についての資料を用意いたしましたので、お許しがあればお配りいただきたい。

○城内よしひこ委員長 はい。では、資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○押切参事兼産業経済交流課総括課長 先ほどの質疑におきまして、斉藤委員から御質問のございました日本国岩手県と中華人民共和国雲南省との友好交流協力協定書と、大連経済事務所の状況についての資料をお配りさせていただきましたので、概要を説明させていただきますと思います。

まず、協定書でございますが、1枚目でございますのが、平成25年に雲南省と締結しました友好交流協力協定書の本文でございます。漢数字の一、二、三の部分が主な部分でございますが、友好交流協力協定でお互いの相互互惠関係で交流を進めていこうという内容になっております。

一つおめくりいただきまして、2枚目でございますが、これは平成28年に雲南省の副省長が来県いたしまして、その際に日本国岩手県と中華人民共和国雲南省との交流に関する覚書を締結させていただきました。そのときには友好交流という言葉は本文のほうでもうたっていたのですが、青少年交流という部分について、記述がなかったものですから、それについて明記するという形の覚書を締結したものでございます。

協定書の関係は以上でございますが、次に参考資料をお配りさせていただいておりますが、大連経済事務所の状況について簡単にまとめさせていただきました。設置状況につきましては、現在所長と所員4名ということで、全体で5人の体制になっております。

主な取り組み成果といたしましては、中国に進出しようとする企業等のアテンドに相談に乗った件数等につきまして、平成23年の80件から平成27年は101件と伸びております。

県産品の販路拡大についてでございますが、いろいろなビジネスパートナー等との関係構築によりまして、南部鉄器、日本酒、加工食品とも、南部鉄器につきましては、近年若干減っておりますが、日本酒等につきましては3倍、加工食品については平成23年比で5倍程度の輸出額となっております。

中国からの観光誘客につきまして、中国全体でございますが、平成23年の1,920人泊から7,900人泊に伸びております。

輸出に関連しましては、ロットとか価格、賞味期限の問題等の課題が経済面の関係でございますし、観光面ではゴールデンルートとの競合でありますとか、商品コスト、造成コストが高いという部分もございますが、いずれにしましても大連経済事務所は着々と経済交流につきましては成果を上げているものと認識しております。雲南省と大連経済事務所の関係を申し上げますと、友好交流協力協定書に窓口は大連経済事務所となっているのですが、直線距離で2,300キロメートル離れておまして、負担が増大していると。一方で幅広い交流が拡大しているということもございます。

交流の仕方も、経済メインというよりも青少年交流でありますとか、農業交流、文化交流という幅広い交流となっております。雲南省と県との幅広い交流を強化、拡大していくための連絡調整を行う事務所として雲南事務所を設置したいと考えているところでございます。

○城内よしひこ委員長 それでは、質疑を続行します。

○斉藤信委員 資料を出していただいてありがたいのですが、私はあなた方のセンスを疑うけれども、平成23年度を起点にした比較というのは普通やりません。東日本大震災津波の年です。これを起点にして、今の実績を大きく比較しようという、誰もそんな比較しません。やるとしたら震災前の実績です。私は本当にこういうセンスを疑う。こういう年を起点にしているという比較はないのではないかと。

それと、連携機会の創出ということで、大連経済事務所への事業相談、アテンドはいいのだけれども、実際に、では企業の進出はあるのかないか。相談機能も必要かもしれないけれども、やっぱり12年間開設しているわけだから、本当に私はもっとしっかりした分析をするべきではないのかと思います。きょうはもう余り立ち入りません。指摘だけにとどめますが、少ししっかりやってください。こんな比較しているようではだめだと。

もう一つお聞きして終わりますが、51ページの三陸地域産業活性化支援事業費補助です。これは、新規でさんりく未来創造塾を運営するいわて産業振興センターに対し、三陸地域の核となる経営人材の受講後の事業展開を見据え、塾における事業構想策定支援の取り組みに要する経費と、こういう説明があります。

それで、さんりく未来創造塾の実績はどうなっているのかと。大船渡市では独自に若い経営者を対象にしたこういう塾をやっていますが、このさんりく未来創造塾との関連はあるのかないか、これはどの地域でやっているのか。そして、今回提案されている受講後の事業展開を見据えて事業構想策定支援の取り組みをする経費の補助というのはどういう意味なのか。大船渡市では、今大船渡商工会議所がやっているのです。大船渡市が最初にやって、大船渡商工会議所がそれを受けて継続してやっているのです、そこのかかわり、連携というのはあるのか示してください。

○阿部企画課長 三陸地域産業活性化支援事業費補助の中身でございますけれども、少々

長くなりますが、この事業の開催に至る経緯について御説明をさせていただきます。

平成25年度から平成28年度までの4年間、東日本大震災津波からの復興と未来づくりのため、経済同友会が中心となりまして、民主導で被災3県においてリーダー人材の育成事業が実施されてきたところであります。

岩手県では、県内の産学官連携組織でありますいわて未来づくり機構が事務局となりまして、大船渡及び釜石地域を対象に人材育成道場未来創造塾が実施をされ、4期にわたり68名の卒塾者を輩出しております。この塾では、首都圏企業の第一線で活躍をしている方を講師とする座学や、受講者一人一人に寄り添った事業構想策定支援が行われておりまして、受講者のみならず地元経済界からも高い評価を得られていたものであります。

本年3月に開催されましたいわて未来づくり機構のラウンドテーブルの会議でございしますが、そちらにおきまして、経済界からこの未来創造塾の継続について強い要望がございました。これを受ける形で岩手県及びいわて産業振興センターのほうで検討を行いまして、6月にいわて産業振興センターを中心としまして、三陸沿岸全域を対象といたします後継事業を実施することとなったものでございます。

先ほどの御質問のほうになりますけれども、大船渡地域におきましては、この4年間の成果、非常に経済界からも評価いただいたということで、平成28年で終わるのはもったいないということで、大船渡市の単独予算で、委員がお話になりましたとおり、大船渡商工会議所が実施主体となりまして、大船渡地域の受講生を対象に人材育成塾を開催しているものであります。

私どものほうといたしましては、今までは釜石と大船渡地域の受講生だったのですが、やはり沿岸全域ということで、北から南まで受講生を広く募る形でいわて産業振興センターが行うというスキームで走らせているところであります。

そして、今回補正事業で要求させていただいております内容につきましては、先ほど申しました座学と事業構想策定の二つに分かれるのですが、この事業構想策定が来年2月までの塾でございしますが、塾が終わった後に各受講生の方々がみずからの事業活動、事業計画として実現性が高いものになるように、重点的な支援を行う必要があるということから、私どもといたしましては、そこに専門家の方を重点的に配置いたしまして、いわゆる伴走型と申し上げますが、しっかりと事業計画の策定ができるような支援を行うということで、この専門家の謝金及び旅費等に係る経費を今回補助事業として要求をさせていただいているものでございます。

○**齊藤信委員** ということは、今68名が受講して卒業したと。そうすると、この68名の方々のいわゆるフォロー、事業構想策定支援と。そのための県の予算ということですか。これは、大船渡地域ももちろん対象になるということですか。

○**阿部企画課長** 説明が大変不足しておりました。今回、いわて産業振興センターが後継事業として行うさんりく未来創造塾、こちらは10名の受講者で今進めておりますが、その10名の受講者が策定をする事業計画策定のしっかりと支援を行うという重点支援に係

る経費でございます。

○**斉藤信委員** そうすると、ことしこのさんりく未来創造塾をやって、その受講生が10人で、そのフォローをやるという。大船渡地域の話を私も詳しく聞いてきているのだけれども、塾を受けて、やっぱり経営改善計画を立てるとというのが目標なのです。だから、おかしいと思うのです。1年受講して、またフォローして、また支援しなくてはならない。そうではなくて、受講した人が経営改善計画を立てるということを目標にしてやっているのです、大船渡地域は。何でそういう形にならないのですか。1年間さんりく未来創造塾を受講して、その後も事業構想を支援するということは、私はおかしいと思います。さんりく未来創造塾を受講したら、それを踏まえて経営改善計画なり、そういうものを作成するということが卒業の目標にしないとおかしいのではないですか。

○**阿部企画課長** 重ねて説明が不足して恐縮でございます。

今回は2月までの受講の機会がございますが、この座学は1回2日間でございます。2日間にわたって行う講座を7回開催するものでございますが、その過程の間に今回10名の塾生を三つのグループに分けております。そして、講座と講座の間にグループワークということで自主的な勉強会を開催いたします。その中で、今委員から御指摘がありました自分たちの事業計画を深めていくための、さらに勉強のようなものを行うのでございますが、そこに専門家を派遣すると。ですので、2月までの講座の中で最終的に経営改善計画のような、しっかりと将来につながるような計画ができるように、2月の終了までにできるように仕上げていく。そのために講座と講座の間にグループワークを何度か開催いたしますが、そこに専門家の方に来ていただきまして、ブラッシュアップをしていくと。そのための経費でございますので、終了後、それから支援をするというものではございませんで、2月の終了までに、どんどん計画の熟度を上げていく、そのための必要な経費を計上させていただきます。

○**斉藤信委員** これで終わりますけれども、今まで、その69人が終了したものがあつたわけ。それは私が今言ったような形になっているのです。だから、今回さんりく未来創造塾が、10人の事業計画策定のためにまた補正しなくてはならないという発想自体がおかしいと。最初からそういうことを目標にしてやっているはずでつ。今までの実績から見たら。途中からそれを補正してやりますという発想が、私は極めて貧困なのではないかと。今までの取り組みはどう受けとめているのかと思います。

○**城内よしひこ委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 質疑がなければ、これをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当商工文教委員会に付託された別表第5の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**平井観光課総括課長** 議案第13号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案（その2）の1ページをお開き願います。

商工労働観光事務関係手数料は、4ページでございます。なお、説明は、便宜お手元にお配りしております資料、岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

1の改正の趣旨であります。通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行により、旅行業法の一部が改正されたことに伴い、岩手県手数料条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、2、条例案の内容でございますが、旅行業法の一部改正に伴い、旅行サービス手配業の登録制度が創設され、旅行業法施行令第5条第2項において、その登録事務が事業者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が処理する事務とされておりますことから、旅行サービス手配業登録申請手数料を新たに定めようとするものでございます。

なお、旅行サービス手配業とは、報酬を得て旅行業を営む者のため、旅行者に対する運送等サービスまたは運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、または取り次ぎをする行為を行う事業のことです。

次に、3の施行期日でございますが、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日である平成30年1月4日から施行するものでございます。

なお、同法附則第4条の旅行業法の一部改正に伴う準備行為の規定に基づき、この条例の施行の日前にされた旅行サービス手配業の申請や登録に対する審査につきましては、この条例による改正後の岩手県手数料条例別表第5の9の2の項の規定の例により手数料を徴収するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**城内よしひこ委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋孝眞委員** この手数料を改正することについては、全然異議はありませんけれども、この国のほうの法律改正については、なぜ今回改正しなければいけなかったのか。これによって地域といいますか、旅行業を営む者、それなりに、受ける人もまた旅館とかそういう人たちも効果があるのだらうとは思いますが、どのようなメリットが今回の改正によってあるのかについて教えていただきたいと思っておりますし、また、県内の旅行業法でい

う業者登録がどの程度されているのかも教えていただきたいと思います。

○平井観光課総括課長 今般の法律改正の背景でございますが、旅行サービス手配業者、よくいわゆるランドオペレーターという名前でニュース報道されているものでございますが、こちらは旅行者とホテル、バス会社との間の取引の仲介をしている業者です。平成28年1月にございました長野県軽井沢でのスキーバス事故、このときの死者は15名ほどありましたが、この事故におきましても、いわゆる旅行者とバス運行業者の間にランドオペレーターというものが介在いたしまして、これが直接の原因ではございませんが、届け出の最低料金を下回る料金でバス会社が運行を受注したというような事態が生まれております。このような背景から、旅行サービス手配業者が不当な行為をした場合に旅行者自体の安全性が低下する事案が発生している。

それから、平成28年に観光庁のほうで、ホテル、旅館、交通事業者を対象にアンケート調査を実施しておりまして、その中のランドオペレーターに関するトラブルと申しますか、問題点といたしましては、例えば外国人旅行者が日本にいらっしゃった場合に、いわゆるキックバックと申しますか、手数料を前提として土産物屋を連れ回すとか、高額な商品購入の勧誘があったとか、そういう回答があります。このように、今までは旅行者とホテル、旅館、バス会社との間に介在する事業者については全く法的な登録規制はございませんでした。これを規制することによりまして、まずは旅行する方の安全が確保できるという点が一つのメリット。それからもう一つは、旅館、ホテルにとっても、市場価格を下回るような非常に安価な取引を強いられることがこれで防げると。今回の改正法によりまして、そういう取引については書面できちんと交付しなさいというような規定もございます。

このように行政の監督下に置くことによって、旅行者の安全とそれから旅行業界全体の適切な取引に資するものということで法律改正がされているものでございます。

県内の旅行者の登録者数でございますが、全体では76事業者でございます。内訳でございますが、第一種旅行者、これは観光庁長官の登録になります。こちらが2事業者。第二種旅行者が30、第三種旅行者が29、地域限定旅行者が1、旅行業代理業者が14ということで、76事業者が岩手県内で登録されております。

○高橋孝眞委員 ということは、今の話を聞きますと、旅行業を営むには旅行業務取扱管理者がいるわけですけれども、今回はそういう人がいなくても事業はできるということになるのでしょうか。本来的には先ほどのようなことが目的だとすれば、あえて緩和するような措置はとらないので、旅行業法のほうを強化すればよかったのではないかと私は思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○平井観光課総括課長 今回の法律改正に伴いまして、旅行サービス手配業者、先ほど申し上げたランドオペレーターでございますが、こちらにも義務づけがございまして、こちらにも旅行業務取扱管理者を置くという義務規定がございまして、また、旅行者と同様に行政の業務停止命令とか業務改善命令、報告徴収、立入検査の対象となりますし、また法令違反の場合の罰則の規定も同様にございます。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることと決定いたしました。

次に、議案第16号農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 議案第16号農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について御説明申し上げます。議案（その2）の10ページをお開き願います。なお、説明は、便宜お手元にお配りしております資料、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要により御説明申し上げます。

1の改正の趣旨であります。農村地域工業等導入促進法（農工法）の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例について整備をしようとするものでございます。

2の条例案の内容であります。改正法の施行に伴いまして、工業等に限定されていた農村地域への導入促進の対象となる産業の業種が拡大されたこと等によりまして、岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会条例及び特定区域における産業の活性化に関する条例について、条文の文言整理等を行うものであります。

具体的には、条文中の工業等という文言を産業に改める等、所要の整備を行うものであります。

また、改正法附則第5条の規定によりまして、地域再生法の一部が改正されました。これに伴いまして、地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例において、引用している条項に移動が生じたことから、同様に文言整理を行うものでございます。

次に、3の施行期日等についてであります。改正法が平成29年7月24日に施行されておりますことから、本改正条例を速やかに施行するため、公布の日から施行しようとするものであります。また、特定区域における産業の活性化に関する条例におきまして、条例改正前に指定されました特定区域について、この特定区域は条例に基づくさまざまな支援措置の対象となる区域のことでありますけれども、この条例改正後も引き続き特定区域とみなす必要があるために、所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明は終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 この農工法によって県内でどの程度の事業が今までされてきたのかについて教えていただければと思います。実績、面積を教えてください。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 旧農工法におきます農村地区工業等導入実施計画というのが策定されておりますけれども、この策定件数等について御報告申し上げます。

旧農工法におきましては、県と市町村がそれぞれ実施計画を策定することができるとされておまして、岩手県が策定した実施計画数が5件、そして市町村が策定した実施計画の数が51件、実施計画を策定していない市町村というのは3町村にとどまっております、矢巾町、普代村、野田村以外の市町村におきましては、全て実施計画の対象になる区域がございます。この実施計画に基づく農工団地の団地数が85団地、工業用地面積は1,923.8ヘクタールとなっております、この実施計画に基づく農工団地内に立地している企業の数は491社となっております。

○高橋孝眞委員 かなり進んでいるということで、よろしいかと思っておりますけれども、ちなみに現在実施している場所といますか、計画されている場所、工事場所というのはあるのでしょうか。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 現在進行中のものはございません。

○高橋孝眞委員 それでは、削除になった項目があるわけで、広くしましたということですが、そうすると農業振興地域内でもできますとか、そういう意味合いに変わってきているようですが、今回改正になって、都市計画法との関係はどうなるのでしょうか。例えば都市計画法の網が今はかなり広げられていますけれども、その部分が今回の改正の部分ではどういうふうになるのですか。都市計画法では、きっちりと道路幅とか設置面積とかというような決まりがあって、それらを整理しないといけないけれども、今回の法律改正によって、こっちを優先することになるのでしょうか。その点についてお伺いします。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 今回の改正法は、対象になる業種の範囲が、いわゆる工業等から産業全般に広がったということでありまして、対象業種が広がったということでありまして、この法に基づいて、その実施計画における土地利用調整を行うわけでありまして、その中で市町村の計画に位置づけられた施設につきまして、農業地区であるとか、第一種農地からの転用というのが出てまいります。その転用が許可されたものについては都市計画法上の区域の変更等が出てくる場合もあるかと思っておりますけれども、基本的には別々な法体系でありますので、これはこれという制度になるかと思っております。

○高橋孝眞委員 それでは、最後ですけれども、施行期日ですが、アの項は公布の日からということですが、イの項については、なぜこの経過措置を講ずることになったのか。この理由について教えてください。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 この経過措置につきましては、先ほど御説明申し上げましたけれども、特定区域における産業の活性化に関する条例がありまして、この条

例の中で旧農工法を引用して、その実施計画に定められた区域というのが規定されております。法改正に伴いまして、本文のほうの農工法というのが消えてしまい、新たに規定する、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の規定にかわるわけですがけれども、その農工法で既に指定されていた区域がありますので、これは引き続き効力を維持させるためにこの経過措置を講じるということでもあります。

○高橋孝眞委員 さっき農工法の関係で、現在実施している事業はないですという話だったのでけれども、それとはまた違って、別な法律の中でやっているということであれば、では特定区域は何か所、今現実にあるのでしょうか。

このイを設けなければいけない箇所数というのはどの程度あるのですか。ないとすれば、これは要らない部分ですよという意味です。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 この特定区域の指定状況でありますけれども、全部で13市7町1村、126区域を指定しておりまして、この中には県が実施計画として定めた区域も含まれております。県が定める実施区域というのは、新しい法律の中では、県の定める実施区域というのはなくなってしまうので、旧法に基づいて指定されていた分も、引き続き特定区域としては効力を維持させるということでこの経過措置を設けているものでございます。ですから、今後指定された区域の中で、ここの企業に対して何か支援措置を講じたいというものが出てきた場合に、そういうことができるようにこの経過措置を設けているところでございます。

○高橋孝眞委員 ちょっと意味がわからないのだけれども、これに該当するのは先ほど旧新といろいろ言いますけれども、旧法から引き続いてなぜこれをしなければいけないか。施行は、きょうだったらきょう、公布の日からでも十分いいのではないかと思うのです。新しい法律の中でやったらいいのではないですか。過去に決めたことであろうと、もしそうだとすれば、別個に対応したらいいのではないかと思ったのです。あえてここに入れる必要はないのではないかという意味なのです。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 旧法に基づいて実施計画の中で指定された区域というのは、まず市町村が定めたものがありますし、それから県が定めたものもございませぬ。今回の経過措置は、全体を経過措置として受けるような形になっているのですけれども、特に県の実施計画というのは、新法でもう廃止されてしまっておりますので、経過措置を設けないと、条例で指定された区域というものの効力、根拠がなくなってしまうので、効力を引き続き維持させるためにこの経過措置を設けているということでもあります。

特定区域における産業の活性化に関する条例によって、今実際に事業しているものはありませんけれども、今後そういう事業が出てきたときに、旧法に基づく指定だけでも支援ができますという形にするために、この経過措置を設けているというところでございませぬ。

○高橋孝眞委員 いやいや、今事業を実施しているものがないとすれば、旧法云々という話はないのではないかということを行ったのだけれども、そうだとすると、前に指定して

いたものはずっとこれからも引き続き事業実施していきますということなのですか。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 旧法に基づいて定められた実施計画は、廃止の手続をとらない限りは効力が残ります。廃止の手続をとらないで、この効力を維持させたいという市町村の実施計画につきましては、今後とも生かしていくこととなりますので、そこで指定されたものについても、きちんとこの条例の支援措置等を受けられるように、こういう経過措置を設けるということでございます。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私のほうからは、この間十和田八幡平インバウンドプロジェクトということで、市川海老蔵さんが来て開催したプロジェクトがあったとお聞きしました。八幡平市の安比高原で開催したものなのですが、こちらのほうの成果について、どのような成果があったのかということをお聞きしたいと思います。

○平井観光課総括課長 9月15日から十和田八幡平インバウンドプロジェクトということで事業を展開しております。こちらは、青森県、秋田県、岩手県の3県が共同で事業を実施しております。昨年ですが、環境省のほうの国立公園満喫プロジェクトに十和田八幡平国立公園が選定されております。それを受けまして、いわゆる外国人観光客の一つの誘客のコンテンツとして国立公園を打ち出していこうというプロジェクトでございまして、今般は、数ある国立公園の中で十和田八幡平の一つの売りとしたしまして、郷土芸能などの伝統文化と、それから自然というものを融合させるということで、外国人に十和田八幡平国立公園の魅力を知っていただくということを目的といたしまして、歌舞伎を初め3県の郷土芸能、それから食、これをPRしたものでございます。

この事業に当たりましては、在留外国人の方々を御招待いたしまして、体験していただきまして、アンケートをとっております。そのアンケートについては、現在集計中ですが、そちらからいただいた声をもとに、さらにこの十和田八幡平国立公園を外国人観光客にたくさん来ていただけるようなそういうプロモーションの仕掛けづくり、そうい

うものに生かしていこうと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** 在留外国人向けということですが、この事業、3県で2,000万円ぐらいずつかけて、全体で6,000万円の事業だというふうにお聞きしました。6,000万円かけてどれぐらい効果があったのか、本当に在留外国人でよかったのか、それともチャーター便と組み合わせて事業をすべきだったのではないかというような声もちらほらと聞こえてきたものですから、今ここでちょっとお話しさせていただきました。その在留外国人というのはどの程度の範囲で来てもらっているのか。沖縄県とかからも来るような形での周知というのをやったのか、その辺についてお知らせください。

○**平井観光課総括課長** 在留外国人につきましては、岩手県内に在留していらっしゃる方を中心に、大体60名ほどの方にモニターとして御参加いただいています。そこでアンケート調査をとりまして、どのような形で外国人の方が十和田八幡平国立公園をごらんになっているか、さらにこれをブラッシュアップするためにはどのようなもっと工夫が必要か、そういうことについて、アンケート結果を分析して生かそうというものでございます。

○**ハクセル美穂子委員** 60人のために6,000万円かけるというのはおかしいのではないかと私は純粹に感じます。多分ほかの日本人の方も来ていると思いますけれども、十和田八幡平のインバウンドのプロジェクトだというのであれば、そこで歌舞伎を見せるとか、もともと文化フェスティバルなので、地元の食べ物とか、そういったものも見せますというようにはなっているのだけれども、ちょっと安易にやり過ぎではないかと私は感じています。

去年環境省の十和田八幡平国立公園八幡平地域指定60周年記念式典にもお邪魔しました。十和田八幡平の国立公園としての魅力というのは、そこで文化伝統芸能をやることではなくて、そこにあるものをどういうふうに外国の方にその魅力を感じてもらうか。トレッキングとか山とか、そういった自然の部分をもっと出した形でのアンケート調査ならわかりますけれども、ここで歌舞伎をやって、青森県と秋田県と岩手県のそういった文化伝統芸能とかをやったとしても、そこでいつも見れるわけではないのです。それをそこでこれぐらいの予算をかけてというのが、前々から私も感じていますが、観光政策がどこに目的を置いて集中しているのかというのが見えないのです。中国人なのか、西洋人に対してなのか、在留外国人なのか、そこをきちんと決めていかないと、ただただ無駄に予算を使っていくだけになってしまうのではないかと懸念してお話をさせていただいています。

そういう意味で、十和田八幡平というのは本当に伝統芸能を売るところなのですか。どういったところからこのフェスティバルの目的とか、この事業計画が出てきたのか、その点だけちょっと教えていただきたい。

○**平井観光課総括課長** まず、今回十和田八幡平国立公園において伝統文化との組み合わせというものを考えました経緯でございますけれども、まず国立公園が日本に数ある中で、やはり競争がございます。その中で東北地方の国立公園の特色を出すためには、まず四季

それぞれの魅力とともに、東北は伝統芸能の宝庫でございますので、そちらをあわせて売り込むという形で、国立公園だけで伝統芸能を見るという話ではなくて、岩手県、青森県、秋田県、3県の魅力として自然とそれから伝統芸能がありますということを、他の国立公園との差別化の一つとして取り組んでいるものでございます。

なお、ターゲットでございますけれども、今般はタイと台湾、こちらを重点的なターゲットとしておまして、先ほちょっと発言で漏れがございましたが、在留外国人の方とともにタイと台湾のメディアの方も呼びいたしまして、タイと台湾でこの情報を発信していただくということもしております。

また、このイベントだけではなく、このプロジェクトでは、この後メディア、旅行会社を十和田八幡平国立公園に招請いたしまして、十和田八幡平国立公園向けの旅行商品をつくっていただく、十和田八幡平国立公園を海外のメディアに紹介していただくということを引き続き行います。この事業は先ほどのイベントだけで終わっておりません。引き続きそのような招請、それからPR事業も展開していくものでございます。

○ハクセル美穂子委員 引き続きやっていくということで、メディアも招聘している。メディアの方々は例えば旅行商品をつくったときに、本当に後ろに書かれているような盛岡さんさとかを、では十和田八幡平に来て見られるのかと誤解していたらどうするのだろうか私にはちょっと感じてしまうのです。ではその人たちが旅行商品をつくってきたときに、ちゃんとそれが見られるように、これから十和田八幡平の中にそういった団体との契約とか協定とか、何かそういうものをきちんとやっていくのかというのもちろん考えながらやっていただきたいと。八戸市のえんぶりまで出ていますけれども、でも十和田八幡平に来て、八戸市まで行かないとえんぶりは見られないではないですかということになるのかと。

ですから、私は十和田八幡平に関しては、トレッキングルートとかそういうのをきちんと発信するような方向でいくのかと思っておりましたけれども、文化とインバウンド、あやふやなものではなくて、集中するところはきちんと集中してやっていただきたいと感じています。

海外事務所のところでも話をさせていただきましたけれども、最初にいろいろなところに手をつけて、どれが成果が出るのかというのは、確かにやらなければならないことだと思うのです。それについては私もやらなければならないときはやらなくてはならないと思っているのですけれども、それで成果をきちんと検証して、それからどこに集中していくかというのをやっていかないと、総花的に全部にやってしまうことになって、そこを私はとても懸念しているのです。そういったところを今後ちゃんと精査しながらやっていただきたいと思っています。最後に済みません、部長から今後の海外戦略の部分についてお答えいただきたいと思います。

○菊池商工労働観光部長 大きく2点でして、インバウンド拡大について、平たく言うと国も国立公園をうまく使って国内にインバウンドを呼び込む作戦を考えましょうと提案を

してきておまして、先ほど平井観光課総括課長から説明したとおり、それぞれの特性をどうやって打ち出していくかということは今模索している段階であります。

もちろん十和田八幡平の本来の力は今以上に発信しなければ、先ほど競争という言い方をしましたけれども、競争というよりは、少しでも知ってもらって、その魅力をしっかりわかってもらって、ではあそこへ行こうと決めてもらうための誘因となるキーコンテンツとしては、十和田八幡平にはあるべきものが絶対あるということはそのとおりです。それに加えてコンテンツの組み合わせとして、十和田で見られるのか、八幡平で見られるのかというよりは、八幡平を目指して来たお客さんたちがそこで何らかで楽しむ中で、例えば周辺の都市と組み合わせた観光コンテンツができていくわけです。そういったところに着目する、引っ張り込む魅力は何ですかというのを今模索をしているというところなんです。3県で取り組むというところがまたみそでして、これから食も出てきます。そういった食も体験という意味で言えば、また芸能を見ることと同じような楽しみが出てきて、そういったプラスワン、プラスツーの魅力づくり、厚みのある魅力づくりをしていく、今調査研究をしているということで御了解いただきたいところでございます。

その上でターゲットが決まってくるということでございますし、旅行代理店を招請しているというのがみそでして、彼らに考えてもらう。だから、お金を出して呼んできているわけですが、考えて商品をつくってくれというのは、なかなか今まで行政ではそこまで踏み込んだ仕事はできなかったのです。国の取り組みの中のお金もあって、そういういわば旅行会社に宿題を預けて返してもらって、ちゃんと旅行者を連れておいでということにつながりますので、彼らも彼らなりに商売の中での取り扱いですから、訴求力のあるものをつくってくると思います。

○齊藤信委員 それでは、幾つかできるだけ簡潔にお聞きしたい。

一つは、岩手缶詰株式会社宮古工場が休止ということで、これはサンマが不漁で76人解雇と。サンマ、サケ、イカと主力魚種が大変な不漁に今陥っているわけですが、大船渡市の場合にはサンマの加工が水産加工の中心なのです。私は、これは宮古市だけにとどまらない、その影響が広がるのではないかと思います。この現状をどのように把握しているか。あとは雇用対策をどう講じているか。

もう一つは、これは10月4日の東京リサーチの報道ですけれども、2017年度の上半期の倒産が31件で、2011年度上期以来の30件台になっていると、こういうことなのです。小規模事業者の倒産が増加傾向にあるのですけれども、特にその中で大きかったのは、一戸町の一野辺製パン株式会社が破産して、負債総額8億2,000万円、146人が解雇されたと。県北の貴重な企業だったと思うし、全体では恐らく200人ぐらいの従業員がいたと思いますけれども、なぜこういうことになったのか。ここは学校給食にもパンを供給していて、盛岡市まで影響を受けるということもありました。この一野辺製パンの破産について、どのようにその要因などを把握されているか。雇用対策、そういうことをまず最初に示してください。

○**八重樫雇用対策・労働室長** 今委員から御指摘のありました、岩手缶詰宮古工場の件と一野辺製パンの件、さらには新聞報道にもありましたが、県内で倒産31件、記事によりますと、小規模ではあるが、件数としては増加傾向ということ、こちらにつきましては雇用対策の面からも非常に憂慮をしているところでございます。

まず岩手缶詰宮古工場の件でございますけれども、こちらについては、正確な情報では、従業員88名のうち、パート従業員らの76名を解雇することにしたということでございます。ほかの12名については、釜石市とか大船渡市にも工場を持っていますので、そちらのほうへの配置転換をまず従業員と相談しているということです。よって、まずこの解雇対象のパート従業員の対応を、早急にやっていかなければならないということでございます。こちらについては宮古公共職業安定所と今いろいろ連絡をとって対応を協議しています。

具体的には、来週には離職者向けの支援制度について説明会を行います。その際、沿岸広域振興局宮古地域振興センター、宮古市、宮古公共職業安定所と共同して、当部といたしましては、再就職の雇用相談を受けるとともに、東北労働金庫との提携融資である離職者対策資金貸付金制度や、あとは離職者向けの職業訓練、こういったことを駆使して対応していきたいと考えております。

一方、一野辺製パンにつきましても、県北では非常に大きな企業ということで、雇用につきましても、大規模な65人の離職者ということでございます。こちらは、まさにあした二戸公共職業安定所のほうで、雇用保険、健康保険、年金の手続についての第1回説明会を現地で行います。引き続き来週の10月12日に二戸公共職業安定所に雇用対策本部を設置しまして、そこには県北広域振興局二戸地域振興センターも参加しますし、二戸市産業振興部、一戸町産業部、二戸市商工会、そういった関係団体が一堂に会しまして、離職者の対策についていろいろ相談をして、今後具体的な対応をしていくということにしております。

○**高橋経営支援課総括課長** 県内の倒産31件の全体的な状況というところに関して言いますと、民間の信用調査会社のデータにもあるのですが、今のような大規模なところもありますが、比較的小規模な事業者の件数が割的に高いということです。全体的な景況としては、日本銀行などの発表では、緩やかな拡大基調にあるというようになってはいるのですが、物価自体は上がっておらず、価格転嫁がなかなかできないといったことから、業績が戻らないため、事業を継続することを断念するということが、小規模の事業者が事業をやめるというケースが出ているように見ているところです。

○**斉藤信委員** 私の聞いたことについてかみ合わない答弁なのだけれども、一つ岩手缶詰宮古工場の問題については、いわば水産加工全体の大きな問題ではないのかと。私は大船渡市の、大変頑張っている水産加工会社に先月行ってきましたけれども、昨年確保した冷凍サンマで対応しているのです。これがいつまでもつかという話なのです。だから、それが途切れてしまうと、ことしの分が確保できないわけだから、本当に大変だと。大体サンマなんかも、実際には半分以上は輸入しているのです。だから、その冷凍のサンマがもう

切れてしまうと、ことしのサンマの不漁で、立ち行かなくなってしまうと。それが実態です。だから、岩手缶詰宮古工場はこういう形で出たけれど、かなり深刻な状況になっているのではないかとということで状況を聞いたのです。

一野辺製パンについては、146人の解雇となっているのに、さっき65人という話がありましたけれども、どっちが正確なのか。一野辺製パンも、県北の企業としてはやっぱり大きい比重を占めるのです。それで、私が聞いたところでは、応援する企業はあったらしいのです。税金を滞納していて、やっぱりこれはきちんと対応しないとだめだという企業で、なぜこういう破産にまで陥ったのかと。必要な手だてをとったら、ここまで至らなかったのではないかと感じる、私自身は受けているのです。だから、そういう点で、この倒産の原因や対応を把握していますかと聞いたのです。その2点をきちんとお答えください。

○**八重樫雇用対策・労働室長** 先ほど一野辺製パンの解雇者の件でございます。八戸工場もでございますので、全体の従業員は146名でございます、今回の説明会で対象となるのは、岩手県内の二戸市、一戸町、軽米町、九戸村居住者で65名ということでございます。

○**高橋経営支援課総括課長** 2点あったうち、まず1点目、水産加工業全体の話ですけれども、サンマもそうですし、それからイカ、これから中心になるサケと、全体に漁獲が不振だということで、加工業者の方々が、まず原材料の手配が大変だということで、これについては委員のお話のあったとおり、なかなか難しい状況が続いています。今のところ、こういう形で出たというのは岩手缶詰宮古工場だけですけれども、業者の中には、対応する魚種の幅を広げるとか、魚以外の部分を手がけて、仕事の平準化といいますか、確保といったようなことに取り組んでいるところもありますし、また、水産関係のほうの事業なので、ちょっと詳しくはないのですが、遠方から原材料を調達して経費がかかり増しになるといった場合の支援というのも国のほうを含め制度があるというようなことですので、そういったところの紹介といいますか、つなぎ方とか、そういったことも水産担当のほうとも対応をしていきたいと思えます。

それから、一野辺製パンが、なぜこういう事態になったかというところは、これは直接私も会社のほうから聞いているものではないのですが、お話があったとおり、事業継続に向けて検討はされていたようですが、なかなか折り合いがつかなかったといえますか、そこに至らなかったというようなお話だったと聞いております。

○**斉藤信委員** 水産加工は、岩手県の食料品製造業の中で特に沿岸の中心産業です。去年に続くことしの大不漁ですから、本当によく現状を把握して諸機関が連携して対応していただきたい。せつかく、もう8割方復旧したわけでしょう。設備も立派にして、冷凍庫も確保したのに、今、冷凍庫に何も入っていないのです。だから本当に大変なのです。従業員の不足もあります。そういう意味で、復興途上で大不漁が2年続いて、岩手缶詰の工場休止が出るという状況の中で、本当に危機感を持って緊急対応をしっかりとっていただきたい。

次に2番目、東芝メモリ株式会社、株式会社デンソー岩手のかかわりも含めてです。県

内の雇用の確保の問題についてお聞きしますが、9月30日付の報道ですと、東芝メモリ北上新工場は投資額1兆円以上、雇用1,000人規模ということです。そして、北上新工場は量産拠点だと、こういううれしいニュースがありました。

先日、前の商工文教委員会でデンソー岩手に行ってきた、デンソー岩手も工場を増設して、計画的にということになると思いますけれども、約200名ぐらいの雇用もふやすと。これは大変うれしいニュースなのですけれども、こういう企業は、県内の優秀な人材確保を目指しているわけです。ところが、県内の高校の県内就職率は、平成29年3月の段階でも66.3%、全国で下から11番目です。福島県は76%、山形県78.1%、宮城県81.0%と10ポイント以上、この東北3県と差が開いている。今お話しした東芝メモリやデンソー岩手だけでなく、県内の有力な中小企業を含めて、今人材の確保というのは最も切実な課題の一つです。そういうときに、私は優秀な県内の人材が県内に就職する、定着するための取り組みを、これまでの延長線上ではなくて、思い切って進めるべきだと昨年来言っているのだけれども、せめて高卒者の県内就職率はもう10ポイントぐらい一気に上げるぐらいの対策をしなければ、地元の企業の期待に応えられないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○高橋雇用対策課長 高卒者の県内就職率の件でございますけれども、第3期アクションプランでも、目標値については67.6%に段階的に近づけるということで目指しておりまして、平成28年度につきましては岩手労働局の公表のデータによりますと、平成29年3月卒で66.3%となっております、平成28年度の目標値である65.5%を0.8ポイント上回ったところでございます。

今年度、県におきまして就業支援による高校との連携の強化でありますとか、県内就職の支援を行っているほか、企業見学会、インターンシップなどの取り組みを展開しており、地元への就職の意識は高まってきていると認識しているところであります。

また、本年度におきましては、いわてで働こう推進協議会の中に高卒者の県内就職ワーキンググループを設置いたしまして、県内就職の高い地域の現状分析であるとか調査を行って、その結果をもとに今後の取り組みについて意見交換を行って提言を取りまとめることとしております。

今年度につきましては、山形県のほうに先日行ってまいりました。これは教育委員会、企業と一緒に行ってまいりましたけれども、その辺の調査結果を取りまとめ、これを踏まえまして、各構成団体とも連携しながらマッチングを進めていきたいと思っております。

また、先日の若年者雇用動向調査の中でも、本県出身の約7割の方が県内就職を希望しており、県内就職割合を高めるためのポテンシャルが十分にあるということです。若者の希望がかなうように県内就職割合の向上に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 やっとこれからワーキンググループということなのだけれども、発想の転換を感じないのです。今せつかく東芝メモリが新工場を建設する、デンソー岩手も工場を

増設する、地元の中小企業も優秀な人材を求めているときに、全国で下から11番目ぐらいに低迷していて、去年よりちょっと上がったなどという話をやっているうちはだめなのだと思うのです。県内就職率は、私が言った東北3県と10ポイント以上違うのだから。本会議での議論でもありましたけれども、例えば39人の就業支援員を配置して、私は頑張っていると思うのだけれども、高校ごとに10ポイント上げようと、こういう取り組みを本気になって、具体的にやらないとだめだと思うのです。その障害となっているのが、この間の調査でも明らかになったように、地元の企業を知らないという人が圧倒的に多いことでした。だから、私は中学校段階ぐらいから、地元どんな産業、企業があって、どんな役割を果たしているかというキャリア教育が必要だと思います。さまざまな取り組みを進めながらというのが根本にはあると思うのだけれども、ぜひ発想の転換をして、一気に10ポイント上げて、東北3県と同じぐらいのレベルに、これは高いレベルではないのです。せめて全国中位のところまで引き上げていく必要があるのではないかと思います、これは部長に聞きましょう。

○**菊池商工労働観光部長** これまでも、この議論は委員とさせていただいておまして、心は同じでございます。先ほどお褒めいただきましたが、一人でもたくさんの、多くの方が県内就職するように、就業支援員は本当によく頑張っています。地元企業をお知らせして、そしてマッチングに持ち込んでいくという作業をしています。

また、学校でも本当にお忙しい中、親身になって活動してもらっている先生方も多くて、いよいよ東芝メモリ、デンソー岩手というようなネームバリューの高い企業がこれだけ見えるようになってくれば、また子供たちやその親御さんたちも変わってくるのではないかと期待しているところが大きでございます。

そういったことで、インターンシップや見学会、出前授業とか、さまざまな手だてを今練って、繰り出しておまして、その効果が出てくるように、また来年度は現計画の最終年度でもございますので、計画値をはるかに上回るような成果が出ればいいと思っておりますが、まずは現計画の中でできる限りのことをやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**斉藤信委員** この間、いわて復興未来塾が大船渡市でありまして、講師の話で大変興味深いと思って聞いたのは、岩手県の産業というのは、例えば沿岸にしても、工業がある程度あって、漁業、水産業に偏っていないのです。そして企業誘致の優等生は北上市であり花巻市だと、こういう話です。全国的にもそういう誇れる取り組みがあって、産業のバランスがとれているのです。だから、産業構造からいっても、いろいろな希望に対して、取り組み次第によっては応えられる、こんなに県内就職率が低いはずは絶対ないと。そこをよく、自信を持ってしっかり取り組んでいただきたい。

これで最後です。私は釜石市長、陸前高田市長に9月にお会いして、直接要望を受けたので、これについてお聞きしますけれども、一つは釜石市長から三陸DMOセンターについて、本気になって取り組んでほしいのだけれども、何で三陸DMOセンターの事務所が

盛岡市なのだと。三陸でこそ、英知を結集してやるべきではないのかと。この三陸DMOセンターの取り組み、今後の方向性はどうか。

もう一つは、陸前高田市の広田半島の陸前高田オートキャンプ場モビリアです。東日本大震災津波であそこに応急仮設住宅が整備され、今もあるのです。それで、これは県の施設で陸前高田地域振興株式会社が委託を受けているのだけれども、去年は800万円の赤字だったのです。いわば、あそこはモビリアを使ってその収益で運営をするので、使えればいいわけです。だから、こんなの受けないほうがよかったのだと陸前高田市長が言っていたのです。そして施設も老朽化していると。いわば震災前は五つ星で、予約をとるのも大変なぐらいに注目されたオートキャンプ場だったのです。この応急仮設住宅はあと1年、2年は続くと思いますけれども、もう水回りの老朽化もいろいろあって、本当に今後の方向性を、やっぱりはっきり明確に示してやっていただきたいと、こういう要望がありましたので、この2点、県の対応についてお聞きします。

○平井観光課総括課長 まず1点目でございます。三陸DMOセンターの活動でございますけれども、先ほど委員からお話ございましたとおり、現在は主たるセンターの事務所は県庁2階の観光課と同じオフィスで行っております。現在この取り組みを行っております三陸DMOセンターは、昨年の4月に立ち上がったばかりでございます。昨年は、いろいろな調査事業を行っております、例えば三陸にはどのような客がきているか、その満足度はどうかと、そういうものの取りまとめをしております。それと同時に各地域において具体的な旅行のプログラムをつくれる方を地域に一人ずつつくっていただくことで人材育成事業に取り組んでおります。

このようなプログラムを実行する上で、やはり外の旅行会社とか、そういうところとのいわゆる営業活動などが重要でございますので、現時点では盛岡市のほうに事業所を構えております。ただし、ことしの4月から各広域振興局本局と地域振興センターにコーディネーターを1名ずつ配置しております。この方々を中心に、地域の市町村観光協会なり、さらに今釜石市ではDMO設立の動きがありますので、そういうものと連動して取り組んでおります。

おっしゃるとおり、三陸DMOですので、現地機能というのが非常に大切でございますので、配置したコーディネーターを中心にまずは取り組みを進めていきたいと思っております。今後の展開によっては、営業所についても検討を進めていきたいと考えております。

それから、2点目のモビリアでございますけれども、先ほど委員からお話ございましたとおり、東日本大震災津波の発災によりまして、オートキャンプ場につきましては応急仮設住宅が設置されておまして、これは全く使えない状態でございます。さらにケビンがございますが、ここには、復興工事関係者の方々が長期宿泊をなさっていたという状況でございました。ただし、復興事業が進展するにつれ、また復興関係事業者の方々が独自にいわゆる飯場といいますか、そういう施設を建設されたことによりまして、宿泊者が減少している状態であります。つまり、モビリアはもともと観光目的の施設ではございます

けれども、現在観光利用がなされていないという非日常的な状態の運営でございますので、私も陸前高田市長から御要望を受けております。これについては陸前高田市、それから指定管理者であります陸前高田地域振興株式会社ともよく相談しながら、今後の運営については、平成32年には応急仮設住宅が撤去されるという計画も陸前高田市から示されておりますので、そこを見据えて今後の長期的な展望について検討していきたいと考えております。

○高橋孝眞委員 この間の一般質問でよろず支援拠点のことを質問しまして、知事のほうから回答いただきました。これからも国に対して要望していきませうということでありましたが、そのことについて、もう一点質問します。先ほどからの岩手缶詰、それから一野辺製パンのほうの関係について、よろず支援拠点として相談機能があるわけですから、そういう方々というのは相談されているのか、事前に相談があるのだろうかと思うわけです。

もう一つはああいう報道があった場合に、よろず支援拠点としてはどういう対応をされているのでしょうか。できるのであれば、即行って経営改善を対応していく、それから事前に相談があるとすれば、やっぱり業態について、サンマが不漁だといったままでそのまま対応していたら、先ほど斉藤委員が言ったとおり、サンマがなくなってしまったら仕事ないというのは当たり前のお話なので、そうであればそれなりに、機械が使えるのかどうか分からないのですけれども、そういう設備を使いながら別なことはできないのかどうかとか、そういうことをよろず支援拠点で、相談機能としてやっていく必要があると思うのです。それをされているのかどうかということ。そういう意味合いでも、もっとよろず支援拠点というのを活用する、それからこれが国の事業だということであるとすれば、サテライトなりをもっと充実させるべきだと私は思うのですけれども、この点をまずお伺いしたいと思います。

○高橋経営支援課総括課長 まず、お話があった二つの会社からよろず支援拠点に相談があったかということについてですけれども、ここに限らず具体的にどこがここに相談しているというのは把握していないということと、もう一つ、あってもお話しできないといえますか、個々の事業者の経営相談の内容ですので、ここでは申し上げられないということになります。

よろず支援拠点は、基本的には事業者からの相談というか、申し込みに応じて対応することになっていまして、よろず支援拠点のほうから、何も無い中で出かけていくというのは基本的にはしておりませんので、事業者からの相談を待っているということになります。

よろず支援拠点に限らず、経営改善に関しては、商工会議所ですとか商工会とかを通じての専門家派遣、それは例えば資金、金融関係の相談ですとか、そういったところも含めて対応していますので、そういう状況に応じての対応になるということです。

それから、よろず支援拠点の充実については、委員からお話があったとおりで、よろず支援拠点でも人員を拡充してできるだけ対応できるようにということをやっておりますが、

やっぱりその中心となるのは、ある相談を受けてどの分野の専門家が必要だというような、差配するといえますか、そういう経験豊富なコーディネーターの存在が重要ですので、サテライトというからには、そういった人材も必要ですので、そういったところを含めながら拡充に当たっている状況ということです。

○高橋孝眞委員 従業員を解雇しますとか、そういう報道があつてから対応するというのではなくて、私は県として、ある程度は事業をやっている方々の動向をきっちりを見ながら。さっきサンマのことがありましたけれども、沿岸地方でサンマが不漁だと。不漁だとすれば、どういう人たちがどういうふうに困っているのだろうかということ把握して、そうして対応していかないと、倒産してしまつてから従業員をどうしましょうかと雇用対策するよりは、最初にそういうことをやっていったほうが一番いいのではないかと思うのです。農業であれば、こしは米が不作だとなれば、そういうような対応があるわけです。商業だって、工業だって、そういう対応をしていくことのほうが大事だと思うのです。それをやらなかったらいつまでも雇用の安定ということは出てこないと思う。そういう意味合いでは、最初からアンテナを張りめぐらせて、そしてそういう方々に、誰に相談すればよいか教えてほしいとか、どこでどういう相談をしているかということも教えてほしいとか、きっちりとやっぱり話を聞く、そういう姿勢が私は大事なのだと。そういう意味合いでサテライトを充実させるということがまずは大事なことになるだろうと思うわけですが、部長、もし所感があれば。

○菊池商工労働観光部長 まず、サテライト設置についての前に、都道府県の中小企業対策という基本的な枠組みがございまして、本会議でも御答弁しましたけれども、最近の改正法によりますとおり、商工会議所、商工会の機能を強化し、主体的に現場をしっかりとやるようにと、伴走型支援の主役はあなたたちですという枠組みはできております。

また、こういう限られた行財政資源の中で、やはり機能分担は必要でございまして、地元市町村の商工担当部門あるいは労働担当部門も、やっぱりそれなりにアンテナを伸ばしていただいでいて、それらが総合的に情報を共有し、対策を講じていくという構図になっています。これが商工振興、商工業者支援の基本的なフレームでございます。その中で県としてできる限りやれることとしてやっている取り組みはさまざまあるのですが、国の対応を使つてのよろず支援拠点についてもそういう展開でやっております。

先ほど申し上げましたように、よろず支援拠点の軸足は、どちらかというところと経営改善、経営革新のほうに重きが置かれているように見えますとおりでして、相手がこうしたいということをしつかりと受けとめて、ワンストップで解決していくという対応の窓口。一方で、これからどうしようかと、景況が大変だ、経営安定が大変だというのは、やはり商工会議所、商工会、そして市町村を通じて県と協議して対応を考えていくというような仕組みになります。県が全てにおいてワンストップで対応できるところはちょっとないものですから、広域振興局の担当部署が市町村、商工会議所とつながって、そういう形で県のアンテナが伸びていくということで御理解いただきたいと思ひます。

一方、経営危機の問題について申し上げますと、やはり銀行、金融機関の問題が非常に大きゅうございます。この金融機関もつながって、対策チームを組んでいくというような仕組みになっておりますので、中小企業は、まさに自主的にいろいろな事業活動をされている皆さんでして、その方々がいろいろな経営課題をどう解決していくかという窓口を我々がいろいろな形で用意して、そしてまた情報は拾える限りのことはやっておりますので、今後もそういった形で中小企業対策支援を万全なものとしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○高橋孝眞委員 中小企業の対策を万全なものにしていきたいと言うけれども、現実には先ほど言うとおり、従業員が解雇されるような会社が出てきているということでもありますから、そういうことにならないような仕組みをやっぴり考えていく必要があるのだろうと思います。

商工会議所の関係を言うと、商工会議所そのものは今合併してきていまして、人員削減になっているわけです。強化をしますと片方では言うけれども、人員は削減しているわけです。合併して10年間は経過措置があって、旧体制の人員配置になっているのだけれども、10年後については変わります、正規の人員配置に戻りますという内容になっているわけです。そこもきっちりと人員を確保してあげないと、話だけではなかなかうまく機能しないのではないかと思いますので、御検討をいただければと思います。

それから、東芝メモリの関係で先ほどもお話がありました、私は地元でありますので、非常によかったと思っておりますけれども、東芝メモリの受け入れ態勢をどうするのか、県として見えてこないという感じがしております。県としてどのような対応をしようとしているか、対応しているのか、この辺をひとつ教えていただければと思います。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 東芝メモリの新工場建設の関係でありますけれども、この工場建設に当たりまして、さまざまな許認可ですとか、あるいはインフラ整備、そして御指摘のありました人材確保など、今後想定される課題が数多くありますので、こういった諸課題に迅速かつ円滑に対応するために、先般庁内関係部局によります横断的な連絡会議を設置したところであります。関係部局、そして北上市等と連携いたしまして、新工場の円滑な建設、稼働に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋孝眞委員 この間一般質問の際に聞きましたら、詳しい事業の内容等については承知していないというお話だったわけですが、具体的な内容がわからなくて、どうやって今関係法令等を整備しながらと言われるのですか。報道発表では、2019年に建屋が完成して、順次設備を入れながら、2022年に本格稼働しますというような内容であるのですけれども、具体的には出ていない話だと思っております。北上市も動いているわけです。このとおりプロジェクトチームをつくってやっているのですけれども、なぜその辺は、教えられないからだめなのだと、こういう意味なののでしょうか。正式発表ではないから詳しいことは言えませんが、でも知っているからその中身で進めていきますという意味なのですか。その辺を教えてください。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 詳細な建設の計画ですとか、これからどうやって、何人ずつ人を雇っていくですとか、そういった計画はまだ示されておきませんので、そこは承知していないわけでありましてけれども、まず一つは平成20年度に一旦建設を表明した際の構想がございます。それによって、おおむねこういったような手続が必要になってくるというのは押さえてありますので、そういったことですか、それから四日市に先行する工場がありますので、そこでどのような手続が必要だったのか、どんな課題が生じたのかというのはお聞きをしております。そういった想定で今準備行為に着手をしているということでもあります。詳細については、これは東芝メモリ側とこれから詰めていく中で、具体的にいつまでにこういうことをやる、こんな規模でやるというのが明らかになってくるものと思っておりますので、そこに適切に対応できるような体制を今とったということで御理解いただきたいと思います。

○高橋孝眞委員 まずはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

雇用が1,000人規模だというような話もあります。通勤の関係上、きちんと道路を確保しないと、あそこは非常に厳しい場所なのです。県土整備部から国道4号の関係で回答をいただいたのですが、やっぱり商工労働観光部としても積極的に、国道4号の4車線化、この都市計画認定をまずは早期にさせるように、動いていかなければいけないのではないかと私は思うのです。

連携してやればいいのだと言えはそれとおりののですが、商工労働観光部として絶対に必要なことから早くやってくれと、こういうことで動いていただきたいと思いますのですが、どうでしょう。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 これまでも金ヶ崎町の国道4号の4車線化が事業認定になっておりますけれども、これは県土整備部のほうとも私どもも連携をして、私どものほうからもいろいろな要請をしながら、事業認定までこぎつけておりますので、今般の東芝メモリの新工場の関係につきましても同様に対応してまいりたいと考えております。

○高橋経営支援課総括課長 先ほど商工会議所、商工会の運営費のお話がありまして、確かに組織の運営に係る部分について、県からかなりの部分を補助しておりますけれども、会員からの負担金ですとか、あるいは市町村の産業振興ということで、市町村のほうから支援したりということで、全体の中での運営をしておりますので、またこれからのあり方についても団体のほうと意見交換等をしていきますので、そっちも含めてきちんとした運営ができるように進めてまいりたいと思ひます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋教育長 新しい委員構成となりました第1回目の常任委員会におきまして、大変恐縮でございますけれども、9月29日に発生いたしました教員による酒気帯び運転の事案について、御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。

本事案の内容でございますけれども、北上市立和賀東中学校に勤務する53歳の男性教諭が、先月29日午後7時ころから、校長、副校長らと北上市内の飲食店2軒において飲食した後、午後10時50分ごろ運転代行で帰宅の途につきましたが、自宅から1キロメートル余りの地点で運転代行の代金を精算し、みずから運転して帰宅する途上、警ら中の警察官に運転停止を求められ、呼気検査で基準を超えるアルコール量、呼気1リットル当たり0.16ミリグラムが検出されたことから、午後11時50分ごろ酒気帯び運転で検挙されたものでございます。

酒気帯び運転の事案に対しては、事の重大性に鑑み、懲戒免職の処分を基本に厳罰で臨むこととしているところでありますが、本事案につきましても、事実関係を精査した上でできるだけ速やかに検討し、厳正に対応してまいりたいと考えてございます。

教員による酒気帯び運転事案につきましては、7月25日の久慈市内の中学校の教諭、8月1日の盛岡市内の中学校の教諭の事案に引き続くものでございまして、本県の教育界全体を挙げて不祥事の防止に取り組んでいる中、このような事案が再び発生いたしましたことは極めて残念でなりません。心よりおわび申し上げます。

県教育委員会といたしましては、今回の事案の発生を受け、直ちに全ての県立学校長及び市町村教育委員会教育長宛て通知を発出し、全所属において緊急に教職員研修を実施するなどの措置を講ずるよう指示したところでありますが、今後各学校現場等での教職員一人一人への遵法意識の浸透に向けた取り組みの一層の徹底を図り、不祥事の再発防止に全力で取り組んでまいりたい所存でございます。大変申しわけございませんでした。

○城内よしひこ委員長 教育長からの発言につきましては、最後にこの際がありますので、その場で発言をお願いしたいと思います。議事進行に御協力を願います。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○今野教育次長兼教育企画室長 それでは、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。議案（その1）の6ページをごらん願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、10款教育費の1項教育総務費から7項保健体育費までの8,422万1,000円を増額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額につきましては省略をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、お手元の予算に関する説明書の63ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費の特別支援教育推進事業費につきましては、高等学校におきます通級指導の導入に向けまして、個に応じた指導方法や教育課程の編成など、教育環境における課題を明らかにいたしまして、円滑に実施するための具体的な方策について研究を進めようとするものでございます。

64ページをお開き願います。4項高等学校費、5目学校建設費の校舎大規模改造事業費は、安心して学べる教育環境を確保するため、耐震診断の結果、耐震性能が低く危険性が高いとされました県立大野高等学校特別教室棟及び県立花巻農業高等学校産業教育施設の耐震補強工事を実施しようとするものでございます。

65ページに参りまして、7項保健体育費、2目体育振興費のオリンピック・パラリンピック教育推進事業費につきましては、オリンピック、パラリンピアンを学校に派遣するなど、オリンピック・パラリンピック教育を通じまして、共生社会への理解、国際感覚等を身につけた未来の岩手の復興、発展を担う人材を育成しようとするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 それでは、1点だけ。新規の特別支援教育推進事業費で、これは高等学校における特別支援教育推進拠点校整備事業、説明にあったように、高等学校における通級による指導の導入に関する研究を行おうとするものだと、こういうことでした。今年度から紫波総合高校が既に研究に取り組んでいるようでありますけれども、一つは、特別支援が必要な生徒の人数が県立高校でどのぐらいの比率を占めるのか、これは推計だと思いますけれども。それと、今紫波総合高校で行われている研究と拠点校整備事業で取り込まれる中身というのはどういうものなのか、示していただきたい。

○佐々木特別支援教育課長 今お話しいたきました高等学校における特別支援教育を必要とする生徒の割合ですけれども、正確な物差しによる調査ではありませんが、およそ4%ぐらいの生徒がそれぞれの学校で学習や生活面につまずき等があり、支援を必要とするところと捉えて対応しているところでございます。

具体的なこの事業の取り組みでございまして、先ほど委員からのお話にもありましたとおり、研究協力校として紫波総合高等学校を位置づけまして、岩手県総合教育センターと私ども学校教育課で連携を図りながら、実践研究を今年度進めているところでございます。これまで各校が生徒の実情に合わせて行ってきた個別の指導を、制度改正により可能になる通級による指導として教育課程に位置づけることができるように研究を進めているものでございます。

これら研究の成果をまとめたものを今後作成しまして、成果の展開を行う活動を同じく岩手県総合教育センターと研究協力校と連携して実施していく予定で考えているところであります。ただし、今回研究協力校になってもらっております紫波総合高校に特別支援学級を設置したり、障がいのある生徒を受け入れる学校と位置づけたりするという意味では

ございませんので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○**斉藤信委員** それで、これは国の方針でやるのだと思うのだけれども、文部科学省が高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業で何を指して、具体的にどういうことをしようとしているのですか。

○**佐々木特別支援教育課長** 文部科学省の事業の趣旨といたしましては、小中学校で主にこれまで実施されてまいりました通級による指導を平成30年度より高等学校等にも実施できる旨、制度改正をしたところでごさいます、その障がいによる学習上や生活上の困難を改善、克服するための指導を行う特別の教育課程を編成、実施することに関する研究を行うことを通して、高等学校における特別支援教育を充実させるということが狙いの事業でごさいます、同様のものを狙ってやっているところでごさいます。

○**斉藤信委員** その通級による指導といった場合に、義務教育の場合だと学級がつくられるわけですよね。これは、恒常的なものもあれば、教科によってというものも義務教育の場合にはありますけれども、この義務教育の通級による指導と高校における通級指導ではイメージが大体同じなのか、また違ったことを検討しようとしているのか。

それともう一つ、4%という、実数からいくとかなりの数です。今までは、どのような支援が行われていたのか、行われていなかったのか。これまでの取り組みの中で、浮き彫りになっている課題は何なのか示してください。

○**佐々木特別支援教育課長** 通級による指導ということにつきましては、基本的に小中学校で行われているものと、やり方としては同じでごさいます。ただ、先ほど委員から学級をとのお話がありましたけれども、通級による指導は学級を設置して、生徒がその枠に入るというのではなく、通常の学級で学習しているもののごく一部の部分の授業時間だけ個別に対応する時間を設けて、そこで指導を受けるスタイル、それが通級指導教室でごさいます。

今までの高等学校における特別な支援を必要とする子供たちの対応の課題というものは、これは平成22年から平成23年に研究を組んだところでごさいますが、その段階で進めたところとしましては、小中学校と同じこととなりますけれども、個別の指導計画を必要な生徒に対して作成して、それを校内で共通理解をして取り組まなければなりませんので、校内体制の確立がどうしても必要でごさいます。

ただ、やはり高等学校の場合、義務教育ではございませんので、校内体制の作り方が小中学校とは違う部分もあるかと思ひますので、学校を挙げての体制というところを、もう少し強化しなければならないということ課題と感じ、いろんな研修の中に取り入れたりしてまいったところでごさいます。

○**斉藤信委員** これで最後にしますけれども、こういう形で紫波総合高校がいわゆる拠点校という形でいくのだと思ひますけれども、これには特別の加配だとか教員増だとか体制の強化というのは図られているのでしょうか。これから図られるのでしょうか。

○**梅津県立学校人事課長** 紫波総合高校には、国からの高等学校における特別支援教育推

進のための拠点校整備事業に係る研修等定数などを利用して、ことし2名加配をしております。ことしは研究段階ということですが、今後どのように進むかを見ていながら、加配については措置、検討していきたいというふうに思います。

○城内よしひこ委員長 この際、10分間ほど休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小西和子委員 まず、特別支援教育推進事業費については、本当に前向きに取り組んでいただきたい。前回お話ししたように、盛岡近辺には支援を要する生徒を受け入れる高校がなかなかないと。沿岸部とかはあるのですけれども、なかなかないということで、中学校の進学指導の先生たちがすごく頭を悩ませているということですので、よろしくお願ひします。

次に、学校建設費の校舎大規模改造事業費でございますけれども、耐震性が低く危険が高いとされた高等学校の校舎は、あと何校あるのでしょうかお伺いします。そして、その改修の予定は何年度になるのかをお伺いします。

○佐々木学校施設課長 これから耐震の改修をしなければいけない学校ということになるかと思ひます。一昨年から3カ年かけて、耐震の診断が終わっていないものを計画的に診断を行ってまいりました。その中で、約20棟ちょっとの建物が老朽化とともに耐震性がないものと今現在考えております。今年度の耐震の診断はまだ終わっておりませんので、明確な数字はちょっと申し上げられないのですが、大体20棟少しだと考えております。

それから、老朽化が進んでいたり、集約化等もあり、今後の使用等について検討していかなければいけない校舎も数棟ありますので、そうしますと、大体今後20棟程度の校舎を改築する必要があるかと現段階では考えております。

大きいものと、本日付託された契約案件の久慈高校の改築、来年度は福岡工業高校の校舎の改築が予定されておりますし、小規模なものにつきましては、今年度は、今回提案しました2棟。それから、今年度設計しているものが6棟ございますので、来年度は6棟の改修に着手することにしております。そうしますと、久慈高校が2棟ですので、福岡工業高校の2棟、来年度の6棟、今年度の2棟で、14棟（後刻「12棟」と訂正）は今のところ見通しが立っている、予算的な裏づけができておると考えております。

それから、予算担当部局との調整ということにもなってきますけれども、あと二、三年というところで、できれば耐震の主要なところの改修を終えたいと考えているところがございます。

○小西和子委員 これは命にもかかわるようなことですので、計画的に進めていただきたいと思ひます。

次に、体育振興費のオリンピック・パラリンピック教育推進事業費ということでございますけれども、その割には532万円ということで、この規模と内容についてお伺ひいたしま

す。

○**荒木田保健体育課総括課長** オリンピック、パラリンピック教育、通称オリパラ教育と言っていますが、オリパラ教育の意義でありますけれども、昨年度本県で開催されました希望郷いわて国体、いわて大会、そして、きょうも優勝が出ましたけれども、盛り上がっている愛媛国体、そのようにスポーツの価値というものがございまして、これから今度は2019年のラグビーワールドカップ、そして2020年の東京オリンピック、パラリンピックがございまして。そのスポーツの力、価値といいますのは、例えばルールを守るような規範意識の涵養とか、異文化の理解、そしてパラリンピック、つまり障がいを持つ方のスポーツの共生社会、そのようなスポーツの持つ多面的な価値を子供たちの教育に生かしていこうと。そして、本県では、未来の岩手の復興と発展を担う人材育成に寄与するものということで、実は昨年度からスポーツ庁の委託事業に手を挙げておりまして、昨年度は小学校2校、中学校1校、高校1校、計4校でオリンピック、パラリンピックをお招きしましたの授業などをやっていただきました。今年度も委託事業に手を挙げ、採択していただきまして、今回は16校の予定をしております。やはり全県的にもバランスよくということで、小中学校におきましては小学校6校、中学校6校を各教育事務所に配置する方向をとりまして、予定を立てているところでございます。

高校につきましては3校を、校種または地域のバランスを考えながら、今手を挙げていただいて選定をしているところでございます。

それから、特別支援学校にも1校というところで、16校にお招きして、スポーツの価値を子供たちにも広めて理解して、さらにいい教育ができればいいと思っております。

また、講師につきましては、各学校から一応希望をとりますけれども、それに応じられるかどうかというのはなかなか難しいのですけれども、マッチングをしながら進めていきたいと思っております。

○**小西和子委員** このくらいだったら何とか対応できるのかとは思いますが、受け入れるほうも結構大変なので。

私が最近気になることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律がつけられたにもかかわらず、なかなか障がい者への理解が深まっていないということが先日報道されておりましたけれども、こういうことを通じて、何とか一般の方々に理解が深まればいいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○**佐々木学校施設課長** 先ほど14棟のめどが立っているということで申し上げましたけれども、久慈高校が2棟、福岡工業高校が2棟、本日提案したのが2棟、設計しているのが6棟ですので、合計12棟ということで訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○**城内よしひこ委員長** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号岩手県立学校施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤澤高校改革課長 議案第15号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。条例案は、議案（その2）の8ページから9ページでございますけれども、お手元にお配りしております条例案の概要により説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨でございますが、この条例は県立高等学校の課程及び学科の設置をしようとするもので、昨年3月に作成いたしました新たな県立高等学校再編計画に基づく平成30年度の県立学校の編成に向けた内容となっております。

次に、2の条例案の内容について御説明申し上げます。（1）は、県立高等学校の学科の設置であります。水沢農業高校の現在の3学科、農業科学科、環境工学科、生活科学科の3学科体制を見直しまして、農業科学科と食品科学科の2学科体制としようとするものでございまして、食品科学科を新たな学科として設置しようとするものでございます。

この見直しは、少子化による生徒減少に対応しまして、より魅力ある学科構成とすることを目的としておりまして、6次産業化など社会情勢の変化等を踏まえた学習内容としようとするものでございます。

なお、現在の環境工学科、生活科学科は在校生が卒業するまでの期間は設置を継続するというものでございます。

次に、（2）は県立高等学校の課程の設置でございます。現在宮古高校の校舎内に設置しております杜陵高校の通信制課程宮古分室を再編いたしまして、宮古高校の通信制課程として新たに設置しようとするものでございます。通信制教育につきましては、近年の社会情勢の変化に伴いまして、働きながら学ぶ生徒の数は減少している一方で、さまざまな入学動機、学習意欲を持っている生徒がふえている、多様な学びへのニーズの受け皿としての役割が増しており、この再編によりまして、通信制課程の生徒が、例えば全日制課程の課外授業を受けることも可能となるなど、学びの環境の改善を図るとともに、管理面におきましても、維持管理等迅速な対応を可能とする体制としようとするものでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、これらの改正は平成30年4月1日から施行することといたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 水沢農業高校の学科改編は、事実上学級減ということなのだと思います。それで、今までは農業科学科、環境工学科、生活科学科ということでした。水沢農業高校に環境工学科というのがかみ合ったのかどうか、そういう思いもします。専門学科の場合、結局生徒数の減少で学科改編をするのだけれども、本当に必要な学科だったのかという検証がもう一つ必要だと思うのです。そういう検証はされているのかどうか、これが第1点。

あともう一つは、以前から水沢農業高校というのは、農業後継者の育成校という位置づけがあったと思いますけれども、今も水沢農業高校はそういう位置づけがされている高校なのか。

それと、県立宮古高等学校の通信制課程の問題ですけれども、今杜陵高校の通信制課程宮古分室という形で宮古高校を利用していると。これは、生徒数がどういうふうに移しているのか。宮古高校の通信制となった場合に、どういう点で生徒のため、地元のためのメリットというか、合理性があるのか、そのことも示してください。

○藤澤高校改革課長 水沢農業高校の関係でございます。環境工学科の人数で言いますと、今年度の今の在校生は、1年生で14名、2学年も14名、3学年もたまたまではございますが、14名ということになっております。

環境工学科で学んでいる内容としましては、造園の分野とか、あとは草花等の学びをしております。造園の分野については新しい学科では廃止するということなのですが、花巻農業高校が近隣にございます。検証ということになりますけれども、人数がこのように減ってきている状況の中では、多少ニーズは薄くなっているのかとは考えております。

それから、農業者の育成ということに関してでございますけれども、今回二つの学科のうち的一方、農業科学科についてはこれまでどおり残すわけでございますけれども、やはり水沢農業高校は、県南地域の農業者の育成という観点から、今後も一つの専門高校として大きな役割を果たしていくものと思っておりますので、その部分は、これからも、学科、学級数は減るものの、そういう観点で位置づけしていきたいと思っております。

それから、宮古高校通信制課程の設置についてでございますけれども、通信制課程を宮古高校に設置するというので、これまでは杜陵高校の宮古分室ということで別の学校でございました。したがって、例えば、その施設面で、他校ですから一旦手続を踏んだ上で使うということがございました。それが平成30年度以降は、同じ高校として使えることとなります。

それから、課外授業等について、同じ学校ですので、通信制課程の生徒が、そういった課外授業に参加するというのも可能になるということでございます。

あとは、ここはなかなか時間帯が違うので難しい面がありますが、行事等についても可能なものについては一緒にできないかということについては検討していくということでございます。

それから、生徒数の状況です。生徒数は、現在は在籍者1学年から4年次以降の生徒も

含めますと119名ですが、実際に受講しているのは44名というのが現状であります。過去の推移は、今手元にありませんが、人数は減っている状況であります。

○**斉藤信委員** これで終わりますけれども、この環境工学科というのは、工業高校でもこの学科があってもおかしくないと思うような名前です。だから、水沢農業高校に本当にこういう学科が必要だったのかというそういう検証は、私は減らすだけではなくて、今後の学科の編成を考えてもやっておく必要があると思います。

もう一つ、農業科学科は農業後継者の育成校の位置づけがあるということでしたから、農業科学科の卒業生が、例えば農業大学校だとか、農業関係の企業だとか、そういう形の進路はどうなっているのかと。

あと、宮古高校の通信制、今までは杜陵高校ですが、119人が入学していて、受講しているのが44人ということですか。そこを最後に聞いて終わります。

○**藤澤高校改革課長** まず、水沢農業高校の環境工学科についてでございますけれども、進学先について先に申し上げます。農業関係を広く見た上では何名かございますけれども、直接農業に、ことし3月の状況で進学している者が1名でございます。あとは、農業関係に就職している者は2名ほどいるということで、全体では就職者15名ほどの中でこういった状況でございます。

それから、あとは環境工学科で学んでいる内容としましては、造園であるとか測量といった内容もございましたので、ちょっと名前と、今学んでいる内容がわかりにくいのではないかという御質問ですけれども、新しい学科名は生徒にわかりやすいということを考慮した上での名称としたものでございます。

それから、杜陵高校の宮古分室について先ほど119名と申し上げました。これは、在籍者ということで、常に受講していない人もいるということで、籍が残っている方が119名でございます。通信制課程の場合、15年間在籍できる状況になっていきますので、その累計ということになります。実際受講しているのが四十数名ということでございます。

○**城内よしひこ委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 異議なしと認め、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第40号岩手県立久慈高等学校校舎改築ほか（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木学校施設課長 議案第40号岩手県立久慈高等学校校舎改築ほか（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案（その5）の2ページをお開き願います。あわせてお手元に配付しております資料で説明いたします。

工事名は、岩手県立久慈高等学校校舎改築ほか（建築）工事でございます。

2の工事場所は、久慈市畑田地内、現在の久慈高校の所在地でございます。ここに改築しようとするものでございます。

設計金額は、15億7,032万円でございます。

4の契約金額でございますが、13億4,460万円で、設計金額に対する割合、請負率は85.62%となるものでございます。

5の請負者は、株式会社高光建設・株式会社プライム下館工務店特定共同企業体であります。

6の工事概要でございますけれども、本工事は久慈高等学校の校舎の老朽化に伴いまして、同校校地内に改築をしようとするものでございます。

工期は、485日間とするものでございまして、平成29年度から平成30年度までの2カ年で行うものでございます。

なお、3ページ、4ページに入札結果説明書及び入札調書をセットしておりますので、御参照いただき、説明については省略させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 請負率が85.62%ということで、かなりこれは低入札で落札をしています。建設業者に言わせると、90%というのが大体採算ラインだと言われておりますから、かなり厳しい数字だと。だから、本当に工事をしっかり見ていかないと、だめだということは一つ指摘をしておきたい。

それで、この間新しい県立高田高校を見ましたし、先日は大槌学園とか、陸前高田市の高田東中学校を見てきました。やっぱり内装に木造を使って、かなり温かい、和らいだ雰囲気のいい校舎ができています。私は、この久慈高校の場合でも、最大限内装には県産材を活用すべきだと思いますが、そのように設計上なっているのかなっていないのか。

大槌学園は60億円とかすごい額でした。小中学校の規模で、今すごい額でつくられているのです。それから見ると、これは建築だけのようですから、13億4,500万円というのは、割安な感じがするのですけれども、坪単価で見ると、高田高校の場合と比べればどういうレベルなのか。

それと、グラウンドに整備されるので、その期間グラウンドが十分使えないということになると思いますが、かわりのグラウンドはどういうことになるのか、そこらあたりを示してください。

○佐々木学校施設課長 学校の建設費につきましては、今回はRC造ということにしております。これにつきましては、校舎の規模が結構大きいということもありまして、現在の建築基準法上では木造は3階建てに制限されますし、3,000平方メートルほどのRC構造の挟み込みというのが必要となってまいりますので、なかなか木造は難しいということがあります。そのかわりということなのですけれども、できるだけ内装の木質化を図ることで設計業者には依頼をして、取り入れることで設計をしております。

象徴的なところを申し上げますと、学校のエントランスのひさしなどに木材をまず使うということで、木材をある程度使ったようなアピールができるのではないかと考えていますし、内装の壁面、腰板のあたりにはできるだけ木材を使うという設計になっている状況でございます。

それから、全体の工事費、坪単価の話がございました。坪単価を申し上げますと、最近御案内のとおり、工事コストがかなり上がっておりまして、坪単価が学校施設であってもかなり上昇しているというような状況がございます。

高田高校と比較をさせていただきますと、高田高校が大体37万円、これはコストの上昇を踏まえて換算単価ということになりますけれども、大体37万円ほど。今回久慈高校が35万円ほどということでもあります。

それから、先ほど大槌学園のお話がございましたが、大槌学園と比較してみますと、大槌学園は敷地の造成工事取得費がかなりかかっておりますので、全体事業がかなり大きくなるという状況がございます。建築工事は木造とRC造との混構造になっておりまして、この分がコスト増になっているということではあります、特別高い単価になっているということではございません。大体四十数万円、1万円から2万円程度というところがございます。

それから、三つ目のお尋ねでございます。グラウンドを使うということで、代替施設の確保ということもございますけれども、確かにグラウンドの大体半分ぐらいを仮囲いをしてしまうとグラウンドがなくなるということもございます。でき上がった後は校舎を解体してグラウンドを整備するという計画にはしているのですが、現在市の施設ですとか、あとは近隣の高校のグラウンドとのシェアができないとか、そういったことを学校のほうで調整をしております、現在の自校の校庭でやるとことと同じような体制はなかなか難しいのですけれども、最大限の対応をさせていただきたいと考えております。

○高橋孝眞委員 入札調書のことで聞きたいのですけれども、失格基準価格がこれに入っていないのですが、どうしてこの数字が入らないのでしょうか。失格基準価格がなしということなのですか。

○佐々木学校施設課長 低入札の基準価格を決めまして、失格の場合につきましては、入札された金額でもって、その率等を勘案して決まるということもございます、最初から失格の金額が決まっているということではないということになっています。

○高橋孝眞委員 最初から決まっていないのね。後から決めるという意味ですか。

○佐々木学校施設課長 その辺の入札の詳細については、正確に申し上げることができませんので、ちょっとお時間をいただいて調べさせていただきたいと思います。

○高橋孝眞委員 実を言うと、ほかに依頼をしている、県土整備部がこの入札の関係といえますか、積算をして、そして入札はまた総務部がやっているのでしょうかけれども、提案をするのは教育委員会なわけですよね。担当部署がしっかりとその辺の内容までわかって提案をしていただきたいと思いますと思うのです。ちょっとそう思ったからですが。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○千葉進委員 簡潔に二つということ。

まず一つ目は、これまでの2年間で、中学2年生、3年生と35人学級の導入をしたということについてはありがとうございました。できれば残る小学校5年生、6年生、この35人学級の実現をと思っております。現時点でも35人学級を5年生、6年生に来年度導入すると考えたとき、どれぐらいの学級がふえて、また職員がどれぐらい必要になるのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 小学校5、6年生で、少人数学級を導入した場合の現時点での学級増と職員増についてということですが、5年生、6年生それぞれ25学級ずつの増と捉えており、小学校の場合は学級増につき職員1名の増ですので、合わせて50名の増というふうに見込んでいます。

○千葉進委員 50学級とすれば何とかなると思うのですけれども、今どういう状況にあつて、どういう検討をしていて、どこまで言えるかわかりませんが、将来的な部分をどう考えられているのか。

○荒川小中学校人事課長 中学校3年生まで順次拡大したという委員のお話のとおり、少人数学級は学級集団のまとまりが築きやすい、トラブルの未然防止、不登校、いじめ等の問題行動の抑止にも効果があるということで、実施校からは評価されているところがございます。

一方で、少人数学級を5、6年生に拡充する場合、先ほど申し上げましたとおり、50名程度の定数増が見込まれて、これは国からの少人数加配を振りかえて実施することになります。したがって、少人数指導、いわゆるチームティーチングや習熟度別指導の少人数指導を実施している学校では従来の指導ができなくなるということが考えられます。

8月に市町村教育委員会にアンケートを実施したところではありますが、5、6年生の拡充に向けて市町村教育委員会からは前向きな御意見をいただいているものの、振りかえにより少人数加配が減少するということに対して、これまで実施してきた少人数指導がなかなか難しくなることを懸念する声もいただいているところでございます。これらの声も踏まえた上で、国の定数改善の方法提案、加配の措置数等を注視しながら、5、6年生への導入について詳細な検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○千葉進委員 前向きに検討しているという認識でよろしいですか。

○荒川小中学校人事課長 5、6年生の少人数拡充で恩恵をこうむらない小規模な市町村もありますので、その市町村への手当策等も考えあわせた上で、小規模の市町村が不利をこうむらないような手だてを講じられるように、前向きに検討してまいりたいと思います。

○千葉進委員 そこまで聞いてほっとしていますけれども、35人学級を小中学校の義務教育校で全部導入した後、はっきり言えば私は高校もという認識でいるわけです。特に全高校で導入ということは1回ではかなり厳しいかと思うので、例えば沿岸地区のところから35人学級でいくとか、あるいは専門高校を入れるとか、いろいろな工夫があるかと思うのです。そういう面で、高校の35人学級も視野に入れながら考えていただきたいわけですが、そこはまた後でいろいろやりたいと思います。きょうは短目にとということで。

もう一つは、来年度俎上にのせるであろうと思われる盛岡工業高校の定時制と、そして杜陵高校の体制との合流という部分です。はっきり言いまして、盛岡工業高校の生徒の人数が少ないのは確かですけれども、また三修制という部分があって卒業していくという方々もいるわけです。生徒たちは盛岡工業高校定時制、そしてしかも工業という学科なので、工業という親しみがある部分で学校になじんでいるという部分があるかと思いません。

この間7月に、その定時制の生徒が発表したものをちょっとお借りしました。4名ほどの生徒でしたが、とにかくはっきり言えば、小中学校でなかなか学校に行けなかったのだと。ところが、盛岡工業高校の定時制に来たならば皆勤になった生徒もいると。それはやっぱり普通科の英語、数学、国語、そういったものは苦手だけれども、工業系の教科だと学びやすい、あるいは親しみがあるということ、また人数が少ないがゆえに友人関係も良好になったというように。

そして、さらにこういう言い方をしています。ちょっとだけ申し上げます。小学校、中学校では、余り学校に行けなかった。ただ、工業科の先生方はわかりやすく教えてくれる。そして、昔に比べて勉強することが楽しいと思えてきている。そして、今後もいろいろな資格を取っていききたいというようなことも書かれている。杜陵高校は普通科なわけです。

普通科とはいいいながらも、商業的なものも、それから農業関係も家政科的な部分もあると。こういう関係的なものがあれば、ある程度彼らの道は開ける可能性はあるのではないかと思うのです。あえて工業高校の定時制を選んで、工業という学科に入っているわけですので、そういう面で杜陵高校の中にそういう工業系なものを設置しながら合流すると、そういうようなことができないものかということ、きょうはまず話ししておきたいと思います。

今後いろいろと情報を仕入れながら、そういった部分もやりたいと思いますけれども、現時点での杜陵高校と盛岡工業高校とのやりとり部分、そして盛岡工業高校の定時制の生徒たちのことも多分知っているかと思います。どのような形で今まで流れてきているのか教えてください。

○藤澤高校改革課長 盛岡工業高校定時制課程のお尋ねでございます。再編計画では、平成31年度に募集停止をするということを盛り込ませていただいております。

定時制高校については、本来、働きながら学ぶということが、これまであったのですが、今では就労していない生徒もふえておまして、少し変わってきている状況でございます。

在籍者については、現在1年生、2年生、3年生以上、4年生まで含めて15人ということで、大分少ない状況でございます。少し前の状況、10年ほど前と比べてみても半分程度ということでございます。盛岡工業高校の定時制につきましては、委員から御紹介ありました生徒の皆さんの声も聞いておりますが、確かに少人数の中で教員の方々の指導によりまして、目標を持って学校生活に取り組んでいるということも伺っているところでありますけれども、中にはクラスメートが少なくてなかなか友達ができないといったようなことであつたり、あとはシートを見ますと、専門的な分野を生かした方向性に進んでいる子供たちは少数でございます。

そういったことなどを考慮しまして、定時制の学びの場として盛岡ブロックにおいては杜陵高校の定時制がございますので、そちらで学ぶという選択肢もあるのではないかというご提案でございます。高校生の学ぶ場としては一定程度の集団的な部分、社会的なものをやるということも大事なので、そういった方向性があるのではないかとこのところを今のところは考えております。

杜陵高校の定時制に工業の学びということの御提案でございますけれども、その体制の面でございますが、もともと盛岡工業高校定時制を希望する生徒の数がすごく少ないということをお考え合わせますと、なかなか現時点では難しいものと考えております。

○千葉進委員 その際に、ぜひ考えてもらいたいのは、簡単に数字合わせということではなく、その学校で努力してきた部分というのがありますし、生徒と教職員との触れ合いというものもあります。それを非常に大事にしてきたゆえに盛岡工業高校定時制の教職員もすぐには乗り切れない部分があるのだらうと思います。そういう面で、これからも何度も言っていくと思いますけれども、工業系の学科というのは難しいとしても、コース的な部分だとか、あるいは校舎制というのが将来出てくるとすれば、その工業の時間、例えば1日

は盛岡工業高校に行って施設を使うとか、やり方もさまざまあると思うのですけれども、そういったことなども今後、考えていっていただきたい。

今在籍が15名ということで少ないと思うかもしれませんが、それぞれ一人一人に人生があって、一人一人の今までの過去の流れの中で盛岡工業高校の定時制に来て喜んでいて。30年ぶりに盛岡工業高校に戻ってきたという人もいます。今多分40代後半だと思うのですけれども、一度中退して30年ぶりに盛岡工業高校定時制に戻ってきて、もう一回資格を取りたいというような方もいらっしゃるのですから、そういう面で資格を取れるという特徴もあるということをご認識していただきたいと思います。

今回葛巻高校の学級を残していただいたことがあるわけですので、あのスケジュールどおりとはならない部分というのもこれからはあるかとは思いますが、ぜひそういったところを考えていただきたいと、教育長、一言何かあったらお願いします。

○高橋教育長 新たな高校再編計画につきましては、それぞれの地域の皆様方とさまざまな意見交換をしながら策定したことについては御案内のとおりでございます。

それで、盛岡工業高校でございますけれども、工業高校としての定時制というのは全県で1校ということで、我々も全県から生徒が集まっている状況にあるのであれば、そういうことも考えますけれども、これは盛岡近郊のごく限定的な子供たち。そしてまたこの学びの機会の保障というのも、全県的に基本的な考え方で、小規模校も可能な限り残すという判断をする中で、これはやはりスクラップ・アンド・ビルド、そしてまた限られた経営資源の中で、その辺は代替的な対応が可能なところがあるのであれば、その辺は大変申しわけないのですけれども、縮小するというような方向性も、我々設置者としてそういう考えもしっかり持たなければだめではないかという中で、総合的な判断のもとで、現在の再編計画を策定させていただいたというものでございます。

一方で、今入っている生徒の保護者の皆さんからは、ぜひ残してほしいというような声があることもまた承知いたしております。したがって、今年度の入試の状況もでございます。それから、先ほども申し上げましたけれども、全県的にこの盛岡地区だという、そのことを見たときに、本当に多くの県民の皆様のご理解を得られるかというようなこと等も含めまして、全県的な機会の保障ということも可能なかどうかというような点も含めまして、総合的に検討させていただきたいというように考えております。

○ハクセル美穂子委員 私のほうからは、ことしの4月15日の岩手日報でも報道されました高校総合体育大会(高総体)の総合開会式の廃止案が上がっているということについて、高総体総合開会式のあり方に関する検討の状況、今現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○荒木田保健体育課総括課長 県の高校総合体育大会の総合開会式についてでございますけれども、高総体の総合開会式は全県から選手、応援団が一堂に会する県内最大規模の高校生の祭典であり、そして教育的にも大きな意義を持つものと考えております。

ただ、その一方では、特に遠隔地から来る生徒の早朝から移動する、また長時間移動す

ることに伴いましての肉体的な負担とか、熱中症等の健康上の不安も現在課題としてあるところがございます。そして、参加生徒の経済的な負担、そして生徒減少に伴いましての運営上での課題なども顕在化していると聞いております。

岩手県高等学校体育連盟（高体連）では、これまで生徒、教員、一般の方々のアンケート等の意見や開催の課題等につきまして多くの意見を集約するとともに、高校生の意見も取り入れながら、基本問題検討委員会並びに臨時の評議委員会を開催する予定でございます。今後の方向性を協議していくこととしております。

高総体開会式につきましては、高体連主催の行事でありまして、高体連が主体的に判断するものと考えますが、県教育委員会としましても、開催の意義と課題につきまして、教育上の観点を含めまして広く関係者の声などを聞きながら、多面的な検討を進めて、合意形成が図られるよう申し入れているところであります。引き続き高体連と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 4月15日の報道の後、先月9月16日に、実は現役の応援団の高校生の話を聞く機会がありました。そのときは、盛岡第一高校、それから花巻北高校、一関第一高校、福岡高校という伝統的な蛮カラの応援団の高校生たちが集まって、大人の協力もあったのですが、彼らが自主的にこういう話をする機会というか、聞く機会を何とかしたいという思いから開催に至ったと。私は非常に岩手県の高校教育がうまくいっている部分なのかと感じるぐらい感銘を受けたのですが、彼らとしては、自分たち応援団員というのは、高体連にも岩手県高等学校文化連盟にも実は所属をしていないから、高体連に自分たちの応援の発表の場を予算をかけてお願いをするというのは非常に厚かましい部分もあるということ、彼らも感じている部分がありました。実際に彼らからそういった非常に謙虚なお答えをいただいて、自分たちで何とかしたいという思いもあるということで、署名活動を自主的にスタートさせているある学校の応援団もありましたし、それから高校生なりの知恵を絞って、自分たちでできることって何だろうということ、クラウドファンディングとかさまざまな方法を考えてやりたいと考えている高校生がいたのです。非常にすばらしいと思いつつ、ではこの高総体の総合開会式を廃止するというところについて彼らの意見も取り入れられているのか、実はスポーツをやっている子供たちというのは、この高総体の開会式に出ないほうが多いという微妙なところがあるのです。ですから、私は現役の高校生の子供たちの声をきちんと相互に聞かせ合う、そして意思決定というか、意見集約をする場をきちんとつくった上で、廃止するとか廃止しないとか、そういった予算の面についても、例えば別の方法があるのかないのか、そういうことをきちんと話し合いをする場をつくった上で検討を進めていただきたいと思います。

私はスポーツをしていなかった生徒なので、この高総体の総合開会式に自分も高校生のときに参加して、盛岡地域の高校はわかっていましたけれども、県内広いところだけだけのさまざまな高校があるという、そういうことを15歳、16歳で感じるができる非常によい機会だったという思い出があります。そういうように感じている子供たちもいるし、

それから郷土芸能の発表の場に今はだんだんできていますので、そういった本当にスポーツのある意味多面的な機能、価値というものを高校生同士で話し合いながら、そして先生方も入れながら、きちんとした納得感を得られるように探っていただきたいと。そのことについては、高体連がもちろん主体なのですが、県教育委員会としても指導とか助言をこれからもしていただきたいということで、ここで取り上げました。

最後に、教育長のほうから、県教育委員会の考え方についてお答えをいただきたいなと思います。

○高橋教育長 この高総体の開会式のあり方につきましては、これは4月の上旬だったと思いますけれども、報道を通じて県民の皆様の前にそういうことが検討されていると突然出たという中で、多くの県民の皆様がさまざまな意見を持っている、大きな問題になっているということについては私も認識いたしております。

そしてまた、本来的にこれは高体連が主体的に決める問題ではありますが、教育という観点で、これまでこの開会式を通じながら、さまざまな思い出をつくったり、それからみんなで力を合わせてやったというような、そういう思いを持っている県民の多くの皆さんがいるというように思います。

一方では、さまざまな課題も先ほど保健体育課総括課長から申し上げたとおりでございます。実は高体連の会長に対しても私自身が、これは最初から結論ありきということではなくて、さまざまな課題がある、それからメリットがあるというような中で、総合的な検討をした上でいい落としどころ、こういう表現はちょっと適切かどうかなのではございますけれども、多くの皆さんの、何よりも生徒たちの意見も聞きながら、丁寧に対応してほしいということをご直接申し上げました。

そういう中で、ことしの高総体の開会式におきましては、生徒だけではなくて県民、おいでなるのは保護者の皆さんもいますので、広くアンケートをとった上で、それぞれの学校でまた議論してもらっているというような状況でございますので、そういう思いは高体連自体、県教育委員会の思いというものは受けとめているというように思っております。それら含めてしっかりと検討した上で、多くの皆さんの納得感が得られる結論というものを見出していただければというように思っております。

○佐々木学校施設課長 先ほどの高橋委員からの御質問に十分なお答えができませんでしたので、その点についてお答えします。

失格基準価格につきましては、入札制度上、5者以上の場合に入札価格に基づき積算されるものという決まりがございます。今般の入札につきましては、入札者が3者でございましたので、失格基準価格を設定しないという扱いになっているということでございます。今後入札制度の理解を含めて対応してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 それでは、2点に絞ってお聞きします。

一つは、就学援助の問題です。これは、本会議でも議論がありました。平成28年度の実績、通常の就学援助と被災児童の就学援助と、この対象になっている生徒、児童数の率、

これを一つは示していただきたい。

もう一つは、これは市町村の事業で、市町村によってこの対象基準が違うと。お聞きをしましたら、例えば生活保護の認定基準の倍率で見ると、1.0倍から1.5倍までであるのです。そうすると、ちょっとこれは幅が広過ぎると。私は、高ければ高いほど対象が広がると思うけれども、この手のものは、やっぱりきちんと情報提供して、どこの市町村にいても対象になる人が援助を受けられるように、私はきちんと改善を図るべきではないのかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

あわせてもう一つ聞いておきます。いわての学び希望基金の問題で、本会議で議論があり、新聞報道もありました。知事は拡充の方向で検討していると、約91億円ですか、どんどん善意の寄附が寄せられて、これを本当に被災児童生徒のために、とりわけ就学援助に活用されるというのが私は本筋だと思うので、そういう点で、例えば県教育委員会が昨年度財政課に要望して実らなかった大学院進学者に対する奨学金があるわけです。アンケート調査もやったようだけれども、アンケート調査の結果はどうだったのか。さらには、奨学金の給付額の拡充ということも検討しているようですが、この点での状況を示していただきたい。

○佐々木学校施設課長 就学援助の対象の生徒、児童数についてお尋ねがございました。平成27年度までの実績がまとまっております。準要保護の児童生徒数でございますけれども9,382名、被災した児童生徒が就学援助の対象となっているのが2,849名でございます、これに要保護の児童生徒もおります。これを加えまして、全体で1万3,018名が就学援助の対象ということで、全児童生徒数に対する割合は13.36%になるものでございます。

それから、認定の基準についてのお尋ねがございました。御案内のとおり、市町村単独事業でございますので、市町村でさまざまな工夫を凝らしてやっているという実情がございまして、一律ではないという御指摘はそのとおりかと思っております。

生活保護の認定基準にある係数を掛けたものを採用している市町村が二十数市町村ございまして、さまざまな状況がございまして。ただ、その基準の高い市町村につきましては、その認定基準そのまま、そのみをもって認定している例がございまして、低い市町村であっても、逆に数字ではない、実際の家庭事情を勘案した認定を行っている、学校からの報告をもとにした認定、運営を行っている市町村がございまして。さまざまな取り組みをやっている市町村がございまして、そういった実情については、適宜各市町村にお伝えしながら、各市町村の実情に応じた、実情を踏まえた対応をしていただけるように助言をしてみたいと考えてございます。

○鈴木企画課長 いわての学び希望基金奨学金の大学院を対象にするかどうかということについてでございます。今年度、実際に奨学金を受給している大学生60名に対しまして、アンケートを行ったところでございます。回答につきましては、44名の方から御回答をいただきまして、そのうち12名の方が、できればということも含めまして大学院に進学をしたいということで、全体で27.3%の方が大学院への進学を希望している状況でござ

いましたので、一定のニーズはあるものと承知をしているところでございます。こういったところも踏まえまして、来年度当初予算編成に向けて、現在教育企画室で来年度の事業について検討しているところでございます。

あわせまして、額の拡大についてでございますけれども、この基金の活用につきまして、被災地の子供たちが社会人になるまでの長い支援が必要だと考えているところでございまして、その条例に掲げられている基金の趣旨ですとか、寄附者の方の御意向も踏まえながら、状況の変化に対応できるようにということで、来年度の予算編成に向けて検討していきたいと考えております。教育費の調査ですとか、統計データですとか、あとは実際に支給されている方がどれくらいかかるかといったところのアンケート調査も今しているところでございますので、そういったところの額を踏まえて、今の額で足りないということがあるかどうかといったあたりをきちんと検証した上で、来年度予算に向けて検討していきたいと考えているところであります。

○**斉藤信委員** 就学援助については、この被災児童生徒就学援助というのが2,849人で、被災地は、例えば陸前高田市は36.96%とか、大槌町は52.62%とか、大変多くの生徒が対象になって、本当にこれは大きな役割を果たしている。この被災児童生徒対象の就学援助はいつまで続くのか。来年度の見通はどうなっているのか。今の段階で文部科学省はどのように示しているのでしょうか。

それと、いわての学びの希望基金奨学金ですけれども、いろいろな分野に私はちょっと広げ過ぎたのではないかという感じがします。例えば科学技術普及啓発推進事業というので地域サイエンスシンポジウム、こういうものにも117万円使ったとか、あと21世紀の全国的に企業中心にやられているものに参加させるとか、やっぱり本当に被災児童生徒の就学で何が課題になっているかということをもっと見きわめてやる必要があるのではないかと。例えば大学進学障害というのは、入学金だとかいろんな経費が大学の場合かかってくる。だからそういう意味で本当に就学支援するということだとたくさん集まってくるので、使い切れなくてあれこれというのではなくて、有効に私は被災地、被災児童生徒のための活用を進めるべきだと思います。改めてこのことを聞いて終わります。

○**佐々木学校施設課長** 被災児童生徒に対する就学援助の来年度以降の見通しということでお尋ねをいただきました。これは、国庫10分の10で運営している事業でございますけれども、来年度の文部科学省の概算要求には該当する予算が盛り込まれていることを確認しております。

それから、文部科学省の職員と話をしたことがございますけれども、なかなかすぐにやめられるような事業ではないという認識は持っているようでございますが、いかんせん、毎年単年度の予算編成の中で決まるというような状況に現在なっておりますので、そのところを注視してまいりたいと考えております。

○**鈴木企画課長** いわての学び希望基金につきまして、全体の管理につきまして復興局のほうで管理をしているところでございますけれども、県教育委員会といたしましても、こ

ういった寄附者の御意向等にできるだけ沿うような形で、奨学金の額の拡充などこれまでも検討したところでございます。

いずれ被災地の状況の変化ですとか、被災地の方々のニーズ等にきちんと対応できるように、今後もニーズ調査等を踏まえて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○小西和子委員 まず最初に、初任者の通勤時自家用車使用制限についてお伺いいたします。県教育委員会の皆さんには伝わっているかと思えますけれども、通勤時に自家用車の使用を控えるようにと校長から言われて、毎日苦勞しているというような初任者の声が伝わってきました。これは、多忙化解消に逆行するもので、校長の不必要な気配りであると思えます。

事故に遭うと大変だから運転しないほうがいいとか、私的にも控えるようにとか、事故に遭うと本人の不利になると考え、自家用車を使った通勤はしないように指示されたとかということがあられるわけです。通勤に車を使用しなくてもいいように近くに住むように言われたとか。ですから、自家用車使用不可なので、徒歩5分の距離にアパートを借りたけれども、学区内の地域の目とか保護者の目とかあるので、何か怖いという思いの初任者もいるそうです。雨の日は不便、真っ暗なところは歩かなければならない、雪の日や嵐の日もあり、外灯もない。通勤時に白いワンボックスカーがとまっていることが結構あって、本当に何かあったらどうするのだろうと想着いた。あと荷物が多い。きのう私が一般質問でいろいろ話をしたのですが、学校にいる時間は大体12時間なのです。その後仕事が残るので、その残った分を両手に抱えてということが教職員の日常なのですけれども、荷物が多いときなどはとっても不便だと。あとは、会計担当になると、その日に集金したものはその日に銀行に入金するので、会計担当のため、丸々1こま分の時間を使っている。これは、多分中学校だと思えます。銀行まで往復することもあると訴えているわけです。

これは、何十年も前から小中学校では当たり前のように行われている。ある校長は、以前、初任者からキーを受け取って、それを学校の書庫に入れるということまでしていたのです。そして、今の50代の人たちはそれが当たり前だと思ってきたと言うのです。

県内の県立学校、小中学校の実態をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○荒川小中学校人事課長 まず、小中学校における通勤時の初任者の通勤方法につきましてですが、35%の初任者が車で通勤しているところでございます。残りにつきましては、徒歩だったり自転車だったり、公共交通機関を使つての通勤ということでございます。

○梅津県立学校人事課長 県立学校におきましては、今年度の新採用者は103名おりましたが、103名のうち88名が自動車通勤しておりまして率にすれば85%、初任者以外の全ての教職員と大体同じ率かと思っておりますし、出張、それから通勤につきましても、初任者の車については特に制限はかけておりません。ただ、1年間条件つき採用期間中ですので、校長からは気をつけて運転するようにと指導しているところでございます。

○小西和子委員 初任者は条件つき採用だからと言われます。ですけれども、例えば何か

事故を起こしたといった場合、2年目以上の教職員と初任者では何が違うかといったら、たった一つ、人事委員会に提訴ができないということだけが違うと聞いております。弁護士先生からも、そういうことで制限をするなどというのは憲法違反であるということで、どこに住んでもいいということを言われていると。

そういう中で、県立学校はそういう制限はないというのは、うちの家族からも聞いていて、何やっているのだと言われるのですが、なぜか小中学校はそういう変な伝統がありまして、今多忙化のために初任者で3人、4人かな、ふえたかな、病気休暇に入っていますよね。病気休暇に、もう入っているのです。余りの過酷な業務のためにです。やっぱり重い荷物を、仕事を持って真っ暗な道をとぼとぼ歩くなどというようなことをさせたくないと思っております。他県の実態はどうなのでしょう。東北のほかの5県の実態はつかんでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○荒川小中学校人事課長 初任者の自家用車通勤につきましての他県の実態ということで、東北各県に照会いたしましたが、制限をかけている県はございませんでした。服務監督者である市町村教育委員会のほうで制限をかけているということもないと認識しているという回答を得ました。

○小西和子委員 やっぱりこれは撤廃すべきだと思いますので、何とか県教育委員会のほうから発信をして、多分教育事務所長もそういうところをくぐってきた人もいます。市町村教育委員会教育長も、そういうことをくぐった人もいますので、そういう凝り固まった頭をやわらか頭にさせていただきたいと思っております。ということで、撤廃すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○荒川小中学校人事課長 岩手県としても、制限をかけていることはございませんので、撤廃と申しますか、各市町村教育委員会教育長との会議もございまして、校長研修講座もございまして、そこできちんとそういうことはしてはいけないと、そういうことにつきまして、交通安全の遵守も含めまして指導していきたいと思っております。

○小西和子委員 そうですね。県教育委員会で制限をかけているわけではないというのは、そのとおりだと思います。

では2点目、性別で分けない名簿についてです。調査の目的はいいです。多分これまでと同じことが話されると思いますので。それで、県立高校の実施率が目覚ましくアップしているのです。そして、平成28年度は全日制11校で実施。そして、ことしは3校ということで目覚ましく実施校も実施率も上げておりますので、その取り組みはどのようにしているのか。

それから、小中学校の現状もあわせて伺います。

○小久保学校調整課総括課長 公立高校及び小中学校等の性別で分けない名簿、いわゆる男女混合名簿の現状、それから実施の状況に対する県教育委員会の取り組みということでお尋ねをいただきました。

今委員から御指摘いただきましたとおり、平成29年度、先般調査を実施したところでご

ざいます。それによりますと、公立高校の使用状況につきましては、64校中使用校が39校と、前年度に比べて3校、割合で4.6%増加して60.9%というところでございます。それから、小中学校におきましては、小学校は324校中122校、率としては37.8%、それから中学校は161校中30校と、率にしては18.7%となっており、これは前年度と比較しては増加をしているところでございます。

県教育委員会といたしましては、こうした調査結果を県立学校長会議ですとか、義務教育のほうであれば県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換の場など、さまざまな機会を捉えて周知を行うことで、各学校における実態を踏まえた名簿にしようというところについての判断に資するように現状行っているところであります。

○小西和子委員 県教育委員会の皆様方から県立学校には直で伝わるからすごくいいのです。多分岩井次長が一生懸命話をしてくださったのではないかと思うのですけれども、小中学校の分も会議で言ってくださったのですよね、昨年2月かな。それがなかなか浸透しないというのは、やっぱり教育事務所、市町村教育委員会というふうにフィルターがあって、中には、俺はああいうの嫌いなんだよなという人がいるのです、誰とは言いませんけれども。そういうことで、ストップがかかったりしていますし、あと多忙化もあって、ああ、いいんだ、いいんだ、面倒くさい、そうするとまた時間かかるから、なんていうことで、全国的に見ると、8割は実施しているのです。岩手県は、全国の率を一生懸命足引っ張りをしている県なのです。ですから、何とか小中学校の学校現場からもということを私も訴えていきたいと思っておりますけれども、県教育委員会のほうからも、会議等で話をしていただけたらと思います。

御存じだと思っておりますけれども、世界的には、女性が差別されている国以外は、別名簿というのはないのです。日本では当たり前だと思っておりますが、世界では全く違うというようなことであります。岩手県というと、岩手県男女共同参画推進条例というのがあるわけですが、性別で分けられない名簿に取り組んでいくべきと考えますけれども、そのことについて、教育長にお伺いいたします。

○高橋教育長 男女混合名簿につきましては、これまでも小西委員からさまざまな機会に御意見、御指摘を頂戴いたしたところでございます。そういう中で、さまざまな諸会議等におきまして、県教育委員会としては、その導入についてぜひとも検討してほしいというようなことをお願いしてきておりますけれども、ただ最終的にはそれぞれの学校の設置者、それから各学校の判断ということになろうかと思っております。

ただ、今回のこの議会での議論等を通じまして、男女共同参画、それから女性活躍というような、そういう社会情勢が大きく変わってきているということを学校経営に携わる教職員が意識するということも、これもまた必要だと思っております。そういう中で積極的な検討をさらに進めるように、さまざまな機会を通じながら、市町村とともに対応していきたいというように考えております。

○小西和子委員 小学校中学校だと、1万回ぐらいもすり込まれるというように言われて

おりますので、やはり積極的に実施していただきたいと思います。東北の中でも最下位だということは何度も言っていますので、おわかりだと思います。

私は特別支援学校PTA連合会の顧問もさせていただいているのですが、過日いろいろな話が出た中で、やっぱり施設設備がなかなか改善されないというような声もありました。いわて特別支援教育推進プランについて、現プランの進捗状況、予定どおり進んでいるのかということと、あと平成31年度公表予定の新プランも作成している途中だと思いますけれども、そこら辺の進捗状況も伺いたいと思います。

○佐々木特別支援教育課長 今お話いただきました平成26年度から平成30年度まで実施の現在のプランの進捗状況ということでございます。その前にお話のありました施設設備に関しての計画ではなく、特別支援教育全般に関するプランでございますが、その内容について御報告させていただきます。

県のアクションプランにも示しております個別の教育支援計画を作成している学校の割合でございますが、スタート時点の平成26年度は81%でしたが、昨年度は89%までになっておりまして、一人一人に応じた教育の理解が広がってきていると捉えているところでございます。同じく特別支援学校の児童生徒の交流及び共同学習について、平成26年度は延べ491人の実施人数でしたが、平成28年度は延べ1,564人の児童生徒が実施しております。居住地ですとか、近隣の小中学校、義務教育学校、高等学校の児童生徒とともに学び、ともに育つ教育を推進しているところでございます。

また、教職員の専門性向上を図るために小中学校管理職を対象とした研修ですとか、各学校種の教職員を対象とした研修に加えまして、特別支援教育コーディネーターに対する研修を継続的に進めておるところでございます。

さらに、特別支援教育の推進に当たっては、県民や地域住民の理解と協力が不可欠であることから、県民を対象とした講演会ですとか、ボランティアの養成を目的とした講座を開催し、理解啓発を図っているところでございます。

今後におきましても、推進プランに掲げる目指す姿の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

平成31年度以降の新プランの進捗状況についてでありますけれども、今年度につきましては、7月に第1回策定検討委員会を実施しまして、策定の方向性やスケジュールを確認したところであります。また、11月に開催予定の第2回策定検討委員会において素案を検討する予定であります。あわせまして、教育関係者、保護者等が感じられていることなどを把握することを目的としまして、策定に係る調査を現在実施しているところでございます。

今後は、平成30年度初めに素案を公表いたしまして、パブリックコメントなどを実施することで、県民の皆様の声を新推進プランに反映させていきたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 最後ですけれども、岩手県は定数に対して99.3%しか教職員が小中学校

では配置されていない。教育長、嫌な顔をしないでください。何からそういうことが出てきたかという、京都府の非正規教員とか講師が何%という内容をネットで見て、それを引っ張っていったら、だっと出てきたのです。岩手県が一番低かった、徳島県と同じくらいかな。それで0.7%の不足というのは何人なのか、そこだけお伺いして終わります。

○荒川小中学校人事課長 岩手県の率が99.3%ということで、これは国の基礎定数に対しての教員の配置率と存じ上げておりますが、5月1日時点で74名不足しておりました。これは、いわゆる講師でございまして、講師が見つからなかったということです。今現在講師も少し見つけることができ、現在では51人の不足ということで、23名講師を見つけたのですが、まだ50名程度見つけることができない状況にあるということでございます。

○高橋孝眞委員 冒頭に不祥事の関係で謝罪がありましたけれども、この不祥事のお聞きをしたいと思えます。

今回教育長が最初に謝罪をした、これはどういう思いで謝罪をしたか、そこからお聞きしたいと思えます。というのは、3件もあったわけですから。そうすると、1度目に対応した部分、2度目に対応した部分、今回どう対応していくかということがきっちりあると思うのですが、それを含めてお伺いしたいと思えます。

○高橋教育長 今年度、飲酒運転事案が3件続いたと。実は、去年は飲酒運転事案がゼロでございました。不祥事防止に取り組んでいる中で、少なくともこの飲酒運転については、教育界全体での合意形成が定着しつつあるというような思いを持っておりました。

それで1件目が出たときには、極めて残念だという思いで謝罪をさせていただきました。それで2件目につきましては、続いたということは、これはまさに非常事態だなという中で、実は閉会中の常任委員会が開催された日の早朝に発生した事案でございまして、深く反省しつつ、二度とこのようなことを発生させないという思いでございました。

そして、きょうの発言でございますけれども、まさに3件続いたということで、これは近年にない事態でございますし、不祥事防止に教育界を挙げて取り組んでいる中で、残念というものを乗り越えて、今回起こした当事者については言語道断という思いでございますけれども、感情的になるということは職員の士気を低下させるので、これは事の解決につながらないと思っております。これを深く反省しながら、またこれまでの取り組みに加えて、さらなる展開を図らなければならないという思いを込めて、おわびをさせていただいたところでございます。

○高橋孝眞委員 今回酒気帯び運転をした先生は、勤務地が和賀東中学校ということで、私の地区の隣の学校でありまして、そういう意味合いでも非常に残念に思っているわけですが、評判もよかった先生なのですが、何年前にもこの先生は死亡事故を起こしているわけですが、そのときは彼に対してはどのような処分をしたのか、どのような事故内容だったのかよくわからないので、処分をしなければいけない内容であったかどうかは別なのですが、その点はどう対応されてきたかということ。

それから、基準値を超える呼気量1リットル当たり0.16ミリグラムというのはどの程度の

ことをいうのかということをごちゃと教えてください。

○荒川小中学校人事課長 和賀東中学校の今回酒気帯び事案を起こした教諭ですが、委員御指摘のとおり、平成24年に死亡事故を起こしておりまして、そのときは減給処分をしているところでございます。

○永井教職員課総括課長 アルコール濃度の御質問がございました。呼気量の1リットル当たり0.16ミリグラムということですが、酒気帯び運転の基準というのは関係法規によりまして、0.15ミリグラム以上含まれていると、いわゆる酒気帯びということでその法規に触れるということになっていると承知しております。

○高橋孝眞委員 何ぼ飲んだか。ぎりぎりのところだったのだね。それは問題だったということですから、違反は違反なわけですので。

ずっと不祥事があります。不祥事が起きたときに、先ほど私は、教育長はどういう対応をしましたかということを知りたいのです。残念に思いました、非常に遺憾に思っておりますと言うけれども、たったそれだけだったら何も変わらないです。そういう意味合いでは、直接管理しているわけではないので、その校長に対して、きっちり指示をするとか文書に出すとか、そういうことをしていないで、ただ単に謝りただけでは、私はおかしいのではないかとこのことを思ったところなんです。どうなのでしょう。

○高橋教育長 先ほどの御質問は、3回続いて陳謝しているのだけれども、そのときどきの思いはどうだったのかという質問だったというように私は受けとめて、そのような答弁をさせていただきました。

それから、冒頭陳謝申し上げた中で、最後に県教育委員会としては今回の事案の発生を受けて、直ちに全ての県立学校長、市町村教育長宛ての通知を発出し、全所属において緊急に教職員研修を実施するなどの措置を講ずるよう指示したところであり云々というように、今回の事案が起きた後の対応も申し上げさせていただきました。

高橋委員からは、昨年の決算特別委員会でも厳しい御指摘を受けまして、私の給与の自主返納というようなこともそういう流れの中で判断させていただきました。ということで、この不祥事防止に向けた取り組みについては、強く今後とも続けていきたいというように思っております。

○高橋孝眞委員 いや、1回目、2回目、常にそういう指摘、指示をして対応するべきであると私は思うのです。それがやはり欠けているのではないかと。マネジメントの能力を持った校長でなければいけないし、そして上司でなければいけないと思うのです。直接管理できるわけではありませんので、そういう部分をきっちりこれから、研修会を通してやっておりますだけではなくてやっていただきたいと思っております。

○田村勝則委員 今の話にも触れたいと思っております。2点ほどお聞きします。

まず、今教育長が冒頭でおわびをされたわけですがけれども、基本的に本当にこれは法を守るべき人間として、常識的には個人の問題なわけですがけれども、そういう部分で、教育長が常にこのような公の場で謝罪をしなければいけないということは、私は本当に教育長

には気の毒だと思っております。

そういう観点から申し上げるのですが、ただ事は教育現場で子供たちを指導している先生が起こした事案ということです。法律を破っているということで、先生にも家族もいるわけです。そして、その先生を指標として仰ぎながら、あるいは信頼を寄せながら子供たちは教わったりしているわけです。そういう子供たちに、現実的にこういう事案が起きた場合に、校長先生からの伝達というのはどのような形で実際なされているのか、私はその辺が一番気になる場所なのです。

我々は、子供たちに何かすると悪い影響があるとかいろいろ言うわけですがけれども、やはり現実に問題が起こったことはきちっと伝えていかなければいけない部分もあるのだらうと思います。そういう意味も含めて、今現場ではこういう事案が起きたときに、子供たちにどのような伝え方をしているのかお伺いをしたいと思います。

それと、先ほど小西委員のほうから初任者の自家用車運転の話がございました。私も町議会議員でしたけれども、役場でも、3カ月ですか、何カ月ですか、とにかく公務員失格にならないように、車の運転等には気をつけなさいということは、上司は必ず言っています、私も確認しましたけれども。それは、信頼関係の中で、せつかくそういう立場を得たのだから、きちっとそういう社会に迷惑をかけないようなことで対応しなさいという意味合いも私はあるのだらうと思います。それは温かい目で上司がことを考えるか、あるいは上から目線で言うのかという部分もあるのだと思いますけれども、私は校長先生の言い回しもあるのだらうと思いますけれども、そういうことは上司としては指導していくべきではないかと思えます。

もう一点、先ほど男女混合名簿の話が出ましたけれども、基本的にあえてお聞きしますけれども、混合名簿にするということの根拠というのは今何かあるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 不祥事が発生したときに子供たちへどのように伝えているかということにつきまして、和賀東中学校に限定して申し上げてよろしいでしょうか。

○田村勝則委員 その事案でいいです。

○荒川小中学校人事課長 当該校におきましては、全校朝会を持ちまして、校長が生徒におわびして状況を説明したということで、その翌日の夜に保護者説明会を持って保護者にも説明をしたと。保護者のほうからは、こういうときだから、一致協力して頑張っていきましょうという話をいただいたという報告を受けております。

ほかの事案も大体同じように、生徒にまず説明して、そして保護者へ説明するという流れであります。

不祥事等が発生しない学校につきましても、こういう不祥事が発生しますと、校長は部下職員にコンプライアンスの重視について、新聞記事等を利用して説明いたします。ちなみに今回の事案では、週明けの月曜日、全部の小中学校において校長が指導したという報告を受けているところでございます。

○永井教職員課総括課長 委員から、いわゆる信頼関係の構築云々、御声援をいただいたと思います。今の荒川小中学校人事課長の話とかぶりますけれども、やはりしっかりとした職員と上司との信頼関係というのは、コンプライアンス、法令遵守が一番の基本になっていると考えております。職員と、それから所属長の定期的な面談をやっておりまして、年度当初、年度中間、あるいは人事、それから個別ということで、たび重なるような形で面談をやっております。その中では、もちろん飲酒運転ですとか違反防止などのコンプライアンスの面の意識確認もございますし、またはそれぞれ職員が今抱えている悩みですとか、それぞれ職の内外等で面している課題、もちろん個人的な部分もございますので、聞き取りできる部分、聞き取れない部分もございますけれども、できるだけその職員に寄り添った形で状況を聞きながら、それぞれの職員に適した指導なりをすることによって、職員との信頼関係を構築するように努めておりますし、そのように県教育委員会としても今各学校をお願いしているところでございます。

○小久保学校調整課総括課長 委員から男女混合名簿の根拠というところでお尋ねをいただきました。

まず、結論から申し上げてしまうと、法令上の根拠があるわけではございません。学校の名簿につきましては、一義的には学校において、教育的効果や用途及び利便性等を踏まえて作成するということになっております。ただ、この男女共同参画というところにつきましては、国の男女共同参画基本法及び男女共同参画基本計画というものがございまして、県でも岩手県男女共同参画推進条例が制定され、さらにいわて男女共同参画プランというところがある中で、やはり教育というものがそういった男女共同参画社会の基盤をつくっていくというところから推進しているところであると認識しております。

なお、この名簿の使用につきましては、平成20年9月に、岩手男女共同参画調整委員会から県教育委員会に対して、この名簿の使用について主体的に判断するための情報提供、資料提供するように勧告がなされたところでございます。そうしたものも踏まえて、現在県教育委員会で調査を実施し、結果の周知等に努めているところでございます。

○田村勝則委員 根拠はないということをお聞きしたわけですがけれども、先般あるテレビで、女性の国会議員がかなり誰が聞いても聞きづらいような言葉を発して、インターネットで広がったわけですがけれども、そういうことで、私は基本的には男は男らしさを大事にし、女の人は女の人らしさというものを、やはり大切にしていけることも日本の伝統の中にあるのではないかというように思います。そういう意味で、名簿を一緒にしたからといって、私は男女が平等になったり、らしさが損なわれるという立場には立たないわけですがけれども、こういうことは、男であっても女であってもそういう差別をきちんとつくりたくないような男らしさ女らしさという特徴も生かしつつ、多様なやはり生き方を前に進めていくことが大事なのだらうと私は考えております。

そういう意味で、学校ではしっかりと現場の声もお聞きしながら、名簿等もつくっているとしますので、県教育委員会のほうから、下のほうにそういう指導を流すということ

は、私はあえて必要がないのではないかということをお願いしたいわけですが、教育長のお考えをお聞きして、時間も午後5時ちょっと前になりましたので、今回は終わります。

○高橋教育長 男性、女性それぞれの特徴、個性があるということで、境目が曖昧になっている部分ももちろんあると思いますけれども、基本はお互いを尊重し合う社会を形成していくということにあらうかと思います。したがって、基本的には県教育委員会としては、その一助にこの男女混合名簿が資するのではないかという基本的な考え方を持っておりまして、先ほどの答弁をさせていただきました。

ただ、今委員からお話がありましたように、やっぱりその考え方というのは、基本はどこにあるのかというのをみんなで話し合っただけの合意形成が大事だと思っております、そういうことを踏まえながら、各市町村教育委員会、学校でいい方向に進んでほしいというように思っております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければこれをもって、本日の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちいただきたいと思っております。

委員会調査についてお諮りします。当委員会の本年度の委員会調査についてであります、お手元に配付してあります平成29年度商工文教委員会調査計画案のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会いたします。大変御苦労さまでした。